

平成 1 2 年 定 例 第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 2 年 9 月 1 8 日

閉 会 平成 1 2 年 9 月 2 7 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成12年第3回新得町議会定例会（第1号）

平成12年9月18日（月曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		町長行政報告
3	認定第1号	平成11年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
4	認定第2号	平成11年度新得町水道事業会計決算認定について
5	報告第9号	専決処分の報告について
6	議案第58号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
7	議案第59号	トムラウシ自然体験交流施設設置条例の制定について
8	議案第60号	町道の路線認定について
9	議案第61号	平成12年度新得町一般会計補正予算
10	議案第62号	平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
11	議案第63号	平成12年度新得町介護保険特別会計補正予算
12	議案第64号	平成12年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算
13	議案第65号	平成12年度新得町水道事業会計補正予算
14	意見案第5号	道路特定財源等に関する意見書
15	意見案第6号	新たな畑作の基本政策確立と価格決定等に関する意見書

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
16	意見案第7号	「30人以下学級」実現等教育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担法を改変することに反対する意見書
17	陳 情 第 1 号	保健所支所見直し(道案)に関する陳情書
追加日程 18	陳 情 第 2 号	住民税非課税世帯の介護保険の負担軽減を求める陳情書

会議に付した事件

- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 諸般の報告(第1号)
- 町長行政報告
- 認定第1号 平成11年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成11年度新得町水道事業会計決算認定について
- 報告第9号 専決処分の報告について
- 議案第58号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 議案第59号 トムラウシ自然体験交流施設設置条例の制定について
- 議案第60号 町道の路線認定について
- 議案第61号 平成12年度新得町一般会計補正予算
- 議案第62号 平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第63号 平成12年度新得町介護保険特別会計補正予算
- 議案第64号 平成12年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算
- 議案第65号 平成12年度新得町水道事業会計補正予算
- 意見案第5号 道路特定財源等に関する意見書
- 意見案第6号 新たな畑作の基本政策確立と価格決定等に関する意見書
- 意見案第7号 「30人以下学級」実現等教育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担法を改変することに反対する意見書
- 陳情第1号 保健所支所見直し(道案)に関する陳情書
- 追加日程
- 陳情第2号 住民税非課税世帯の介護保険の負担軽減を求める陳情書

出席議員(17人)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 川 見 久 雄 議員 | 2 番 藤 井 友 幸 議員 |
| 3 番 吉 川 幸 一 議員 | 4 番 千 葉 正 博 議員 |
| 5 番 宗 像 一 議員 | 6 番 松 本 諫 男 議員 |
| 7 番 菊 地 康 雄 議員 | 8 番 斎 藤 芳 幸 議員 |
| 9 番 廣 山 麗 子 議員 | 10 番 金 澤 学 議員 |

11番 石本 洋 議員
 13番 松尾 為男 議員
 16番 高橋 欽造 議員
 18番 湯浅 亮 議員

12番 古川 盛 議員
 15番 黒澤 誠 議員
 17番 武田 武孝 議員

欠席議員（1人）

14番 渡邊 雅文 議員

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊	藤	敏	雄
教育委員会委員長	高	久	岡	教	雄
監査委員	吉				正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴	木	政	輝
収	入	清	水	輝	男
総	務	畑	中	栄	和
企	画	長	尾		正
税	務	長	秋	山	秀
住	民	長	高	橋	昭
保	健	長	浜	田	正
建	設	長	村	中	隆
農	林	長	齊	藤	正
水	道	長	常	松	敏
商	工	長	西	浦	茂
児	童	長	富	田	秋
老	人	長	長	尾	直
屈	足	長	田	中	透
庶	務	長	武	田	芳
財	政	長	佐	藤	博

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博
学	校	長	加	藤	健	治
社	会	長	高	橋	末	治

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 小 森 俊 雄

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 佐 々 木 裕 二
書 記 桑 野 恒 雄

開会の宣告

湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員は14番、渡邊雅文議員の1人であります。
ただいまから、本日をもって招集されました、平成12年定例第3回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、8番、斎藤芳幸議員、9番、廣山麗子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、石本洋議員。

[石本洋議会運営委員長 登壇]

石本洋議会運営委員長 議長の指名によりまして、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第3回定例町議会の会期につきましては、去る9月11日午後1時30分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されました議案などを勘案し協議を行いました。

その結果、会期は本日から9月27日までの10日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

[石本洋議会運営委員長 降壇]

湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの10日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月27日までの10日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 8月2日、臨時第3回町議会以後の行政報告を行います。

8月3日には、懸案事項の要請ということで、主要道道夕張新得線建設促進につきまして、十勝管内選出の道議会議員それぞれに促進がたの要請を行ったところでありまして、

8月7日には、大塚製菓の陸上部の監督が来庁されまして、大塚製菓の犬伏（いぬぶし）選手がシドニーオリンピックのマラソンに出場することになったわけでありまして、これはこれまで本町で強化合宿をやった成果が現れたということで、その出場のあいさつに監督が来庁をされました。

また8月8日には、道道忠別清水線屈足市街地の道路整備促進の期成会の設立準備会と合わせて設立総会を開催いたしました。これはかねてよりの懸案事項でありまして、屈足市街地域の道道の自歩道の整備促進に向けまして、本協議会を設立し今後とも道に対して要請活動を行っていききたいということで、本期成会を設立したところでありまして、

また8月8日には、さわやか団地第2次分譲地の抽選会を行いました。造成区画27区画でありまして、このうち25区画が決定をいたしてございまして、この後、仮契約を実施したところでありまして、

また8月10日には、道立畜産試験場の田村場長が来庁をされまして、この10月20日に畜産試験場の開場記念式典、この「会」は「開く」の「開」ですので、ご訂正をいただきたいと思っております。開場記念式典並びに記念祝賀会の実施について協力の要請をいただいております。祝賀会につきましては、実行委員会を組織いたしまして実施する予定といたしてございまして、

8月11日には、友好都市東根市の夏まつりに本町のヨサコイソーラン夢風舞さほろ組が招待をされまして、50名がこのまつりに参加をいたしまして、踊りを披露いたしました。たいへん盛り上がりまして、友好と親善に大きな役割を果たしたと考えております。

また8月18日には、関西電力の女子陸上部、またこの後、8月30日には営団地下鉄チーム。これはいずれも本町への強化合宿は初めてでありまして、選手がたをお迎えして交流会を実施いたしました。なお、両チームとも来年以後も引き続いて、本町の強化合宿に入るといった予定であります。

次に、8月24日であります。基盤整備促進事業佐幌中地区のこれは道路改良の第2工区の入札を行いまして、落札をいたしてございまして、

8月25日には、第6期総合計画後期計画の策定委員会の役員会を開催をいたしました。これはこの間、各部会を開催をしてきていただいておりますので、その中で検討をさ

れた内容につきまして、第1回目の意見調整を行ったところであります。

この後、断続的に策定委員会を開催していくわけではありますが、あらあらその見通しが付いた段階で、11月段階で議会との協議をさせていただきたいと考えております。これは常任委員会と各部会との協議というかたちで、この策定の中身をご検討いただきたいと考えております。

また最終的には、策定委員会との全体の意見調整を経まして、計画の中身を確定をしていきたいというふうな見通しであります。

9月1日には、西十勝消防組合総合防災訓練を実施いたしました。これは西十勝3町の団員、署員含めて262名が参加をいたしまして、これには地域住民も参加をして実施をいたしました。防災に対する住民の意識の啓発と言いましょいか、そういう面では効果が上がったものと判断をいたしております。

また9月5日には、国勢調査に伴う指導員の事務打ち合わせ会議を開催いたしました。この国勢調査はご承知のとおり、5年ごとの10月1日に全国一斉に実施されるわけでありまして、この後も調査員の会合を重ねまして、準備体制を整えているところであります。

また同じ日ではありますが、屈足緑栄団地の下水道新設工事、以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

9月8日には、陸上競技場の改修工事の入札をいたしまして、落札をいたしております。

翌9月9日には、第1回目の屈足わかふじ園のきずなの郷まつりが実施をされまして、入所者家族並びに地域の皆さんがた大勢参加をされまして、盛大に行われたところであります。

9月9日は、札幌新得会の総会並びに懇親会がございまして、副議長ほか関係者と一緒に行ってまいりました。

9月11日には、平成11年度の本町の各会計の決算監査が終了いたしまして、その意見書を含めて町のほうに提出され説明をいただいております。

9月12日には、さきほど申し上げました屈足市街地の道路整備の要望につきまして、帯広土木現業所並びに鹿追出張所のほうに、早期着工に向けての要請をいたしております。席上、平成13年度に調査費を要望するとの回答をいただいておりますので、明年以降なんらかのかたちで進んでいくものと期待をいたしております。

また、この行政報告にちょっと記載されておりましたが、9月14日には西洋環境開発から幅中取締役が来庁をいたしまして、かねてより要請しておりました、営業等にかかわる一切の書類につきまして、この日提出をされました。

これらをもとに、私どもも今後具体的に検討を進めていきたいと考えておりますし、また、西洋環境側とも精力的な話し合いを続けていきたいと思っております。

9月14日には、農道空港の多目的利用に伴いますウルトラライトプレーンの騒音等の問題が発生をしておりまして、この間、地域の関係団体、この日は航空連盟等との協議を進めております。そうした苦情処理に向けまして、今後とも協議を進めてまいりたいと考えているところであります。以上です。

日程第3 認定第1号 平成11年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
湯浅亮議長 日程第3、認定第1号、平成11年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出の監査委員である川見久雄議員と、湯浅亮議長を除く16名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については16名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第4 認定第2号 平成11年度新得町水道事業会計決算認定について
湯浅亮議長 日程第4、認定第2号、平成11年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出の監査委員である川見久雄議員と、湯浅亮議長を除く16名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については16名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第5 報告第9号 専決処分の報告について

湯浅亮議長 日程第5、報告第9号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の決議により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 ないようですので、この報告第9号については、これをもって質疑を終決いたします。

日程第6 議案第58号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

湯浅亮議長 日程第6、議案第58号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に

関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[秋山秀敏税務課長 登壇]

秋山秀敏税務課長 議案第58号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきたいと思えます。

提案理由でございますが、平成12年4月1日に過疎地域の自立促進のために雇用の拡大、地域格差の是正等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法が施行されましたので、この法律に基づき本町において製造の事業、ソフトウェア事業、若しくは旅館業（下宿業を除く）の用に供する設備を新設し、又は増設した場合について、新増設した施設にかかる固定資産税の課税を免除する特例条例を制定しようとするものであります。

なお、これまで旧過疎法に基づいて制定しておりました、前の固定資産税の課税の特例に関する条例につきましては、既に平成12年3月31日で効力を失っております。

条例の要旨であります。1の課税免除の対象施設といたしましては製造業、それから今回新たに追加されましたソフトウェア事業、そして下宿業を除く旅館業であります。ソフトウェア事業は日本標準産業分類に規定されております電算機のプログラムの作成、並びにその作成に関しての調査・分析・助言などを行う事業でございます。

課税免除の対象は、設備の新設又は増設にかかる部分でございます。しかも、設備投資額が2,500万円以上の場合でございます。なお、土地については施設の敷地部分が対象となります。

2の課税免除の期間につきましては、新たに固定資産税を課されることとなった年度から3か年度分であります。

3の有効期間につきましては、公布の日から施行いたしまして、適用につきましては平成12年4月1日から平成22年3月31日までの10年間でございます。

条例本文に戻っていただきまして、第1条は条例の制定の趣旨を規定いたしております。

第2条は適用期間、それから適用設備、課税免除の期間、公害防止措置を講じることなどを規定をいたしております。

それから第3条は課税免除の申請手続き。

第4条につきましては、課税免除の取り消し。

第5条は規則への委任を規定いたしております。

附則では条例の施行期日、それから適用年月日、有効期間を規定いたしております。

なお、この条例によりまして課税免除した場合には、免除した金額の75パーセントが、地方交付税で補てんされることになっております。

参考といたしまして、過去に旧特例条例より課税免除を受けた企業はありましたが、現在適用中の企業はございません。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[秋山秀敏税務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第59号 トムラウシ自然体験交流施設設置条例の制定について

湯浅亮議長 日程第7、議案第59号、トムラウシ自然体験交流施設設置条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。斉藤農林課長。

[斉藤正明農林課長 登壇]

斉藤正明農林課長 議案第59号、トムラウシ自然体験交流施設設置条例の制定についてご説明を申し上げます。

1ページめくっていただきたいと思います。

提案理由でございますけれども、下段に書いておりますけれども、トムラウシ自然体験交流施設の設置に伴い、条例を制定しようとするものであります。

条例本文に戻っていただきたいと思います。

トムラウシ自然体験交流施設設置条例、第1条、目的。恵まれた自然を生かした自然体験の場を整備し、町民と都市生活者等の交流及び農村地域の活性化に寄与するため、トムラウシ自然体験交流施設(以下「交流施設」という。)を設置する。

第2条、名称及び位置でございます。名称、自然体験交流施設1棟、それからコテージ3棟、バーベキューハウス1棟、キャンプサイト1か所。位置は新得町字トムラウシ337番でございます。トムラウシ小中学校の道路の反対側でございます。

第3条が使用許可等。

それから第4条、利用者は別表に定める使用料を納めるの、使用料でございますけれども、もう一度、次の1ページをお開き願います。その別表の関係でございます。

第3条関係でございます。トムラウシ自然体験交流施設使用料、交流施設につきましては、農業体験実習施設いわゆるレディースファーム、それから屈足の農村環境改善センターに準じて算出しております。

多目的研修施設、これは洋室でございますけれども、午前9時から午後5時まで1時間300円。それから、午後5時から午後10時まで1時間350円。

それから多目的集会施設、これは和室Bでございます。午前9時から午後の5時まで1時間250円。それから、午後5時から午後10時まで1時間300円。

それから農産物加工実習室、午前9時から午後5時まで1時間300円。それから、午後5時から午後10時まで1時間350円。

それからコテージ1棟1泊、これの算出につきましては、近隣の町村の使用料を参考にして算出しております。1棟1泊1万円。

それからキャンプサイト1張1泊500円でございます。

備考として、これもほかの農業体験交流実習施設それから農村環境改善センターに準

じて算出しております。(3)のコテージを休日の前日に利用する場合、2千円を当該使用料金に加算しております。それから、(6)のバーベキューハウスの使用料は無料とするということでございます。

それではまた、条例本文に戻っていただきたいと思います。

第5条は遵守事項であります。

第6条、使用の制限。

第7条は、損害賠償の関係でございます。

第8条は、管理及び運營業務の委託でございます。

第9条、委任としてこの条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則としまして、この条例は平成12年12月15日から施行するものでございます。

失礼いたしました。すみませんちょっとご訂正を、ちょっとお願いいたしたいと思っております。1ページの別表の関係でございますけれども、第3条関係というのは第4条関係でございますので、ご訂正お願いいたしたいと思っております。失礼いたしました。

別表の関係の第3条関係と書いてありますけれども、第4条関係でございますので、まことに失礼いたしました。

附則としまして、この条例は平成12年12月15日から施行するものでございます。

施設の完成は11月末となっております。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[齊藤正明農林課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。11番、石本議員。

石本洋議員 使用料の中のコテージの使用料1万円ですね。近隣のコテージの料金体系を参考にしたとこういうことなんですが、その中で、地域の実情といったものも考えながら決められたのかどうかもお伺いしたいんですね。例えば、近隣が1万円だから、ここも1万円とはならないだろうというような気もするわけなんですが、その点が1点ですね。

それから、キャンプサイト1張1泊というのは、この体験交流館でテントを用意して、それを利用した人について500円という意味でしょうか。それとも、テント持ち込みをして張っても500円という意味でしょうか。ちょっとお伺いしたいと思っております。

湯浅亮議長 齊藤農林課長。

齊藤正明農林課長 コテージの算出基礎でございますけれども、十勝管内のコテージを調べまして、4つほどの例を調べました。

それで人数もあるわけでありましてけれども、これは主に5人6人用でございますけれども、その4か所のうちで、最低の使用料のところは1万2千700円、それからいちばん高いところで1万8千円でございますので、すべて1万円以上でございますので最低でも1万円かなということで算出いたしました。

それからテントサイトの関係でございますけれども、これはあくまでも持ち込みでございます。ただし、交流施設の中で野外活動のところ、テントは用意してございます。だからそこら辺につきましては、今のところテントを貸すということはございませんけれども、あくまでも持ち込みの料金でございます、500円は。

湯浅亮議長 11番、石本議員。

石本洋議員 要するにテントを持ち込んだ場合に500円だと、こういうようなお話なんですが、まずそうしますとですね、あんまり利用者がいなくなるのかなという感じ

もしないわけではないんですが、テントをお貸ししたときに500円というのは話は分かるんですけども、持ち込んだときに500円というのはいかがなものでしょう。

そしてですね、例えば水道施設やなんかはそこに設けるんでしょうか。

湯浅亮議長 齊藤農林課長。

齊藤正明農林課長 テントを持ち込んできまして近くにバーベキューハウスがございます。そこに水道施設も用意しておりますし、交流施設にはトイレもしております。

ただ、うちらとしては、あくまでも持ち込みということで考えてございますけれども、そのテントの用意というのは、あくまでもさきほどお話ししましたように、何張かは数張かは野外体験で用意はしております。ただ、そこら辺のところでございますけれども、地域とですね、まだ12月15日でございますので、まだちょっと若干、地域と詰めが、すり合わせがしてない部分もございます。そういうところもちょっと考慮しまして、話し合いで、地域と話し合いしてみたいと思います。

湯浅亮議長 7番、菊地議員。

菊池康雄議員 今まで管理の状況ということで、多少懸念するところがございましたので、いろいろとお話をお聞きしたところでありますけれども、この交流施設が完成した以降ですね、最終的にどのような管理をするようになったのか、今一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、使用許可等第3条のところですね、本来町長の許可を受けなければならないんですけども、特別な理由があるときにはその限りではないということは、町長の許可を受けなくても使える場合というふうに考えていいのでしょうか。この特別な理由とは、例えばどのようなことを想定しておられるかお聞きしたいと思います。

湯浅亮議長 齊藤農林課長。

齊藤正明農林課長 管理につきましてはあくまでも、まだ仮称でございますけれども、トムラウシの自然体験交流施設運営委員会に維持管理していきたいと、その方針はうちらとしては変わっておりません。

それから、町長が特に必要と認めた場合、あるいはその認めない場合といろいろとございますけれども、場所が場所でありますから、例えば不意にキャンプしてた人が、不意に雨のほうですね、施設を貸してくれだとか、そういういろいろなことが想定されますので、そういうことが考えられるのかなと思っております。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 料金設定でございますけれども、周りがこのくらい取っているからねこのくらい取ればいいわと。

この施設はですね、ただ利用するためにいったんお金を取る施設なのか、営利を目的に若干、維持管理費を入れるためにですね、その料金設定をするのかっていう、やっぱり目的意識が必要なのでないかなって私は思っております。そこら辺ひとつご返答願いたいと思います。

また、コテージを休日の前日に利用する場合2千円をってというのはですね、休日の前日にコテージを利用したって1泊は1泊だ。利用する場合は、私は1泊は1泊っていうふうな感じで、1時間2時間だったら研修室になるわけですから、私は1泊でないかなって思います。

それから、この備考欄のですね(5)に、営利を目的として使用する場合は、使用料に100パーセントを加算する。これは私この言葉を捕らえたらですね、間違えている

んではないかなって私の考えでございます。

営利を目的にするようなものは、今までの施設ではだめだったはずなんです。なんでトムラウシだけが許すの。営利を目的として、ずっとその人が使用してしまえば、この施設は個人の営利を目的とした施設だけになってしまう。営利をどこで誰が判断するの。やっぱり営利を目的とする施設でないようにしなければ私はいけない。営利を目的とするんだったら、個人が新しく施設を造ればいいわけですから。

そこら辺の見解、よろしくをお願いします。

湯浅亮議長 齊藤農林課長。

齊藤正明農林課長 1点目の利用料の設定で、営利を目的とするものかあるいはそうでないのかというご質問でございますけれども、あくまでも交流施設につきましては、町の施設と同様、補助金でやるものでございますから、農業体験実習施設あるいは屈足の農村環境改善センターに準じて算出したわけでございます。そういうところ、ご理解いただきたいと思えます。

それからコテージ前日が2千円増と、それは1泊は1泊、同じではないかということでございますけれども、やっぱり、この施設を運営して維持管理をするためには、あくまでもある程度の使用料の確保が必要でございます。

近隣のコテージの料金からみて低額でもございますので、やはり土日祭日が利用多うございますので、そういうことで2千円をとということで、2千円増しということにしております。

それから営利を目的とする場合、個人がどうするかということでございますけれども、(5)につきましては、どこかのツアー旅行会社が1日に使って、加工実習室を使うとかそういうことを想定しております。あくまでも、この施設はトムラウシ全体の住民のかたの運営委員会が維持管理するものでございます。(5)はあくまでも、ツアーだとかなんかとか、そういう特定な企業がした場合にそういうことで想定しております。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 今のお答えの中でですね、料金設定は非常に難しいのかなと思うんですけれども、コテージはですね利用するだけでしたら、時間を書かれたらいかがかな。

やっぱり掃除もする時間も必要だし、いろいろな物をちょされたらですね料金かかると思うんです。ただの休憩でしたら、1時間2千円なら2千円。私は時間を設定されるのも必要なのではないかな。

それからトムラウシ、トムラウシって、トムラウシの管理に全部おまかせになるのはいかがなものかなって思うけれども、この施設を建てたいじょう、やむをえないのかなって思ってますけれども、トムラウシのかたがたはこの限りでなかったら、文書になにか1項目あってもいいんじゃないかと。

トムラウシのかたがたがこれを使うのはただですよ。町外から来る人には100パーセント付加しますよっていうのか。なんでもお任せって言ったら、開放的でいいのかもしれないけれども、ちょっとこの文書だけの解釈では私はまずいのではないかと。トムラウシの人はただ。トムラウシの人以外は有料、それもトムラウシの運営委員会が認めて、これは営利って言ったら全部営利になる。これは目的でないたら営利目的でないの。行政はそこにどのようにかかわって入っていかないといけないのか、もう1回。

湯浅亮議長 齊藤農林課長。

齊藤正明農林課長 1点目のコテージの時間制がよろしいんじゃないかなというご質

問だと思えますけれども、いろいろコテージでの時間制もいろいろ検討いたしました。それから何人何人という、1棟でなくて何人宿泊したらと検討いたしましたけれども、算出方法だとか、恐らく受付だとか精算するときに非常にめんどろが起きると。ほかの町村でも1棟ということになっているので、そういう1棟にいたしました。

それからトムラウシのかたはただ、そうでない人のかたは有料という話でございますけれども、いちおう我々の立場といたしましては、トムラウシの人の町内会活動だとか、社会的・協会的な活動で使うものは無料で考えております。

それで個人的に、私的にいろいろ趣味だとかなんだかでやる場合は、友達を呼んだりなんかする場合については、それは私は有料と考えております。

それから行政がなにかかわらないのかという話でございますけれども、いちおうこれらのパンフレットの作成も考えておりますし、向こうからいろいろ相談を持ち込まれたときは、運営委員会に協力もいたしますし、それから地域でいろいろ体験交流のメニューも考えております。それについても行政は関わっていく考えでございます。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第60号 町道の路線認定について

湯浅亮議長 日程第8、議案第60号、町道の路線認定についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。村中建設課長。

[村中隆雄建設課長 登壇]

村中隆雄建設課長 議案第60号、町道の路線認定についてご説明いたします。

次のページをお開きください。赤色の部分が認定する路線でございます。いずれの路線も屈足旭町4丁目に新たに造成いたしました、さわやか団地第2次分譲地内に新設いたしました路線でございます。

前のページに戻っていただきまして、認定する路線といたしまして2本でございます。

1本目は路線番号148番、旭町4丁目さわやか北通、図面番号 番でございます。延長といたしまして135.6メートル。

2本目は路線番号149番、旭町4丁目さわやか南通、図面番号 番でございます。延長といたしまして252.0メートル。合計いたしまして、387.6メートルの増加となります。

このさわやか団地に関連いたしまして、昨年9月の定例第3回町議会において、町道認定いたしましたさわやか北通、さわやか南通につきましては、建設省の通達によりまして、路線名の変更につきましては公示の内容の変更で足りるとなっておりますので、

それぞれ旭町3丁目さわやか北通、旭町3丁目さわやか南通と路線名の変更の手続きをいたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

[村中隆雄建設課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号 平成12年度新得町一般会計補正予算

湯浅亮議長 日程第9、議案第61号、平成12年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第61号、平成12年度新得町一般会計補正予算、第4号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,369万6千円を追加し、予算の総額を80億1,310万7千円とするものでございます。

第2条、地方債の追加は第2表、地方債補正によるものでございます。

8ページ、歳出をお開き願います。

2款、総務費の財産管理費では栄町ソフトボール球場の跡地を、来年度宅地分譲の計画をしていることに伴い、開発行為の申請及び実施設計委託料を新たに計上し、住民活動費では寄附がありましたので、夢基金積立金を計上しております。

3款、民生費では、入浴サービス事業が介護サービスの対象から外れたため、委託事業として予算を計上しております。なお本事業につきましては、高齢者在宅支援事業の補助事業として採択されるよう、現在道と協議中であります。

9ページに移りまして、4款の衛生費の予防費では、診療所休所に伴う管理経費ほか、13節委託料で、十勝医師会に対する救急医療啓発普及事業委託料を新たに計上し、財源として管内各町村の負担金と、道の補助金を3分の2見込んでおります。

19節負担金補助及び交付金、21節貸付金では、清水赤十字病院の人工透析室整備事業に対する一部支援として、補助金及び貸付金を計上しております。なお、補助金の財源として過疎債を850万円を見込んでおり、また貸付金につきましては、無利子10年以内の償還期間としております。

環境衛生費では、葬斎場トイレを簡易水洗式に改修するため、工事請負費を計上しております。

10ページをお開き願います。

6款、農林水産業費の農業振興費では、農作物試験展示ほに対する国庫委託金が確定したことに伴い、委託料を減額しており、山村振興費では自然体験交流施設の管理委託料を新たに計上しております。

林業費では、国の緊急間伐事業による事業量の増に伴い、除間伐事業費を増額しているほか、町有林地として字新得西5線71番地13ほか、22筆の山林取得のため予算を計上しております。なお、この用地はサホロリゾートの山林を、土地開発基金で既に取得をしているものでございます。

5ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

11款、使用料及び手数料では、自然体験交流施設使用料を計上しているほか、12款、国庫支出金、13款、道支出金では、歳出でご説明をいたしました事業にかかる財源としてそれぞれ補正をしております。

6ページの15款、寄附金では、夢基金用として函館市の駒木嗣雄氏、辻内倫節氏からそれぞれ寄附がありましたので計上しております。

3ページに戻りまして、地方債の補正につきましては、清水赤十字病院人工透析室整備事業にかかる過疎債の追加でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議お願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第62号 平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

湯浅亮議長 日程第10、議案第62号、平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第62号、平成12年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221万7千円を追加し、予算の総額を6億7,477万8千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

2 款、保険給付費では医療費の増加に伴い一般被保険者療養費及び高額療養費を補正しております。

3 款、老人保健拠出金では本年度分の額の確定により、それぞれ補正をしております。

4 ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思ひます。

2 款の国庫支出金では、療養費等の増加に伴い、療養給付費等負担金及び財政調整交付金を増額しております。

3 款、療養給付費交付金では、過年度の分の額の確定により計上をしております。

8 款、繰入金は今回の補正の財源調整として、一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 6 2 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 6 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 3 号 平成 1 2 年度新得町介護保険特別会計補正予算

湯浅亮議長 日程第 1 1、議案第 6 3 号、平成 1 2 年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第 6 3 号、平成 1 2 年度新得町介護保険特別会計補正予算、第 1 号についてご説明を申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 万 2 千円を追加し、予算の総額を 3 億 2 , 2 7 6 万 8 千円とするものでございます。

5 ページ歳出をお開き願ひます。

1 款、総務費では介護保険料の徴収事務を円滑に行うため、パソコンの付属機器の購入及び保険料徴収システム開発の負担金を計上しております。

4 ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

6 款の繰入金では、今回の補正の財源調整のため介護保険円滑導入基金繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。3 番、吉川議員。

吉川幸一議員 これは、まるっと私もこの介護保険円滑導入基金なんていう言葉とです、どういふふうな使用目的で、基金となったらこれから、このほうにお金を貯めていかれるのかどうか、ご説明願いたいと思っております。勉強させてください。これ分かりません。

湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

浜田正利保健福祉課長 基金の関係ですけれども、これは今年3月の議会で提案をいたしまして議決をいただいたものですが、基金の趣旨は65歳以上のかたを、保険料を軽減をした国の措置がありました。その国から来ている交付金を、この中で基金に積み立てて、今年を含めた3年間で保険料を軽減をしていくというものの内容が基金であります。

その基金の中にですね、今回の軽減をするに当たっての事務費も一部参入をされております。その事務費も相当分をですね、今回支出しています備品と、負担金のほうに充当するという趣旨であります。

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第63号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第64号 平成12年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算

湯浅亮議長 日程第12、議案第64号、平成12年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第64号、平成12年度新得町営農用水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万3千円を追加し、予算の総額を1,990万5千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

1款、事業費の一般管理費では道営畑総事業による、営農用水道事業の新規事業採択のため、河川の水質検査が必要となりましたので、検査手数料を増額しております。

4ページに戻りまして、2款の繰入金では、今回の補正の財源調整として一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第64号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第65号 平成12年度新得町水道事業会計補正予算

湯浅亮議長 日程第13、議案第65号、平成12年度新得町水道事業会計補正予算
を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第65号、平成12年度新得町水道事業会計補正予算、第1号に
ついてご説明を申し上げます。

第2条で水道事業会計予算第4条に定めた補てん財源の内訳の中で、建設改良積立金
及び当年度分消費税資本的収支調整額をそれぞれ増額をし、収益的収入及び支出の予算
額を補正するものでございます。

収入については変更がございません。

支出につきましては、2,367万1千円を増額し、2億2,082万7千円とする
ものでございます。

2ページにまいりまして収入の変更はございません。

支出であります、営業設備費の工事請負費及び配水施設改良費の委託料につきまし
ては、入札による執行残を補正するものでございます。

配水施設改良費の工事請負費につきましては、今年度実施の原水調整池建設工事につ
きまして、既存計装装置にデジタル方式を加えまして、監視装置を整備した計装盤にす
るための補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。
質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第65号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 意見案第 5 号 道路特定財源等に関する意見書

湯浅亮議員 日程第 1 4、意見案第 5 号、道路特定財源等に関する意見書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第 5 号は、総務常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第 1 5 意見案第 6 号 新たな畑作の基本政策確立と価格決定等に関する意見書

湯浅亮議員 日程第 1 5、意見案第 6 号、新たな畑作の基本政策確立と価格決定等に関する意見書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第 6 号は、農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第 1 6 意見案第 7 号 「30 人以下学級」実現等教育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担法を改変することに反対する意見書

湯浅亮議員 日程第 1 6、意見案第 7 号、「30 人以下学級」実現等教育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担法を改変することに反対する意見書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第 7 号は、文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第17 陳情第1号 保健所支所見直し(道案)に関する陳情書

湯浅亮議員 日程第17、陳情第1号、保健所支所見直し(道案)に関する陳情書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、総務常任委員会に付託し審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

議事日程の追加

湯浅亮議長 日程に追加がございます。議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、別紙お手もとに配布したとおり、陳情第2号は、住民税非課税世帯の介護保険の負担軽減を求める陳情書の議題が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました、陳情第2号、住民税非課税世帯の介護保険の負担軽減を求める陳情書を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 日程第18 陳情第2号 住民税非課税世帯の介護保険の負担軽減を求める陳情書

湯浅亮議長 日程第18、陳情第2号、住民税非課税世帯の介護保険の負担軽減を求める陳情書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

休会の議決

湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、9月19日から9月25日までの7日間、休会することにいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、9月19日から9月25日までの7日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時05分)

第 2 日

平成12年第3回新得町議会定例会（第2号）

平成12年9月26日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		一 般 質 問
2	陳 情 第 1 号	審査結果について
3	意 見 案 第 8 号	緊急野菜対策及び政策の確立に関する要望意見書
4	意 見 案 第 9 号	新たな酪農・畜産基本政策の確立及び平成13年度畜産物価格等に関する要望意見書
追加日程 5	意 見 案 第 1 0 号	保健所支所見直し(道案)に関する要望意見書

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一 般 質 問

陳 情 第 1 号 審査結果について

意 見 案 第 8 号 緊急野菜対策及び政策の確立に関する要望意見書

意 見 案 第 9 号 新たな酪農・畜産基本政策の確立及び平成13年度畜産物価格等に関する要望意見書

追加日程

意 見 案 第 1 0 号 保健所支所見直し(道案)に関する要望意見書

出席議員（17人）

1 番 川 見 久 雄 議員	2 番 藤 井 友 幸 議員
3 番 吉 川 幸 一 議員	4 番 千 葉 正 博 議員
5 番 宗 像 一 議員	6 番 松 本 諫 男 議員
7 番 菊 地 康 雄 議員	8 番 斎 藤 芳 幸 議員
9 番 廣 山 麗 子 議員	10番 金 澤 学 議員
11番 石 本 洋 議員(早退)	12番 古 川 盛 議員
13番 松 尾 為 男 議員	15番 黒 澤 誠 議員
16番 高 橋 欽 造 議員	17番 武 田 武 孝 議員
18番 湯 浅 亮 議員	

欠席議員（１７人）

１４番 渡邊雅文議員

地方自治法第１２１条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊	藤	敏	雄
教 育 委 員 会 委 員 長	長	高	久	教	雄
監 査 委 員	員	吉	岡		正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 入 役	役	鈴	木	政	輝
収 入 課	課	清	水	輝	男
総 務 課	課	畑	中	栄	和
企 画 調 整 課	課	長	尾		正
税 務 課	課	秋	山	秀	敏
住 民 生 活 課	課	高	橋	昭	吾
保 健 福 祉 課	課	浜	田	正	利
建 設 課	課	村	中	隆	雄
農 林 課	課	齊	藤	正	明
水 道 課	課	常	松	敏	昭
商 工 観 光 課	課	西	浦		茂
児 童 保 育 課	課	富	田	秋	彦
老 人 ホ ー ム 所	所	長	尾	直	昭
屈 足 支 所	所	田	中	透	嗣
庶 務 係	係	武	田	芳	秋
財 政 係	係	佐	藤	博	行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	長	阿	部	靖	博
学 校 教 育 課 長	長	加	藤	健	治
社 会 教 育 課 長	長	高	橋	末	治

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	長	小	森	俊	雄
---------	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	長	佐	々	木	裕	二
書 記	記	桑	野	恒	恒	雄

開議の宣告

湯浅亮議長 本日は欠席届け出議員は、14番、渡邊雅文議員の1人です。
ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告(第2号)

湯浅亮議長 諸般の報告は朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

湯浅亮議長 10番、金澤議員。

[金澤学議員 登壇]

金澤学議員

1. サホロリゾートについて

今年は例年になく酷暑の夏も終わり、すぐに雪の季節、スキーシーズンがやってまいります。そこで、今回はサホロリゾート問題について、質問させていただきます。

親会社である西洋環境開発株式会社の特別清算に伴い、サホロリゾートの存続が危ぶまれています。サホロリゾートは観光の町、新得町の目玉商品の一つであり、そこに商品を納入している町内業者、そして雇用されている町民も多数おります。また、現在までに町が投資した数々の付帯設備も総計で約20億円以上と聞いております。

それらを勘案したとき、サホロリゾートをどんな形態をなそうとも、このまま営業を継続することが、新得町にとっても最善の選択ではないかと思えます。

そこで1番目は、さきの議員協議会において現在、西洋環境開発に代わるサホロリゾートの受け皿を、あらゆる方面に働きかけ探しているとの説明を受けましたが、現在どの程度まで進んでいるかをお聞きしたいと思います。

次にサホロリゾートを存続させることは、町民の総意であると思えますが、今後町として最悪の場合も想定して、どのような対策・方向性を持つかを伺いたいと思えます。

以上であります。

[金澤学議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 お答えいたします。

サホロリゾート問題につきましては、ご承知のとおりサホロリゾート親会社の西洋環境開発株式会社が、昭和60年代からリゾート開発、あるいはまた都市開発等にも業容を拡大してこられました。バブル経済の崩壊の影響を受け、保有不動産の価格下落に伴う資産の目減り等によりまして、平成7年3月期には赤字転落に至ったと聞いております。

このような状況から再建5か年計画を策定をいたしまして、経営改善に努めてこられたわけではあります。平成9年の金融不安以降、予想をはるかに上回る長引く不況、また地価の下落等によりまして、更なる経営悪化に陥ったところであります。

新聞紙上等で経営危機が伝えられ、ついにこの7月18日、負債総額5,175億円、関連会社30社を含めた負債総額は5,538億円でありまして、4,765億円の負債超過に陥り、解散を決議し特別清算に入り、平成14年2月末をめぐり債務処理を終えたいと伝えられているところであります。

現地新得でサホロプロジェクトを運営いたしています。株式会社サホロリゾートほか関連2社は、現在自己資金で自力で平常どおり営業が継続されているところであります。今期は営業成績も良く、当面の資金繰りの見通しがつき、これから迎えます冬シーズンの運営は、このまま継続してまいりたいとの意向を伺っているところであります。

この間、特別清算に入りました直後、西洋環境開発より町に対しまして、サホロプロジェクト関連3社の今後の取り扱いにつきましては、町の主導で継続に向けて話を進めていきたい旨の要請があったわけではあります。

従業員を300人から抱えるサホロリゾートを失うことは、地域にとって大きな影響がありますので、町といたしましても、西洋環境開発と十分連携をいたしまして、西洋環境開発と町の双方で、新たな事業主体との接触を図っているところであります。

サホロリゾートを存続させることは、町民の願いであると受け止めておりますし、町もまた西洋環境もそれを強く望んでいるところであります。

存続に当たりましては、幾つかの選択肢があるかと考えられますが、町といたしましては、民間の経済ベースでの話し合いが詰まり、スムーズに第三者に経営が移譲されていくことが、いちばん望まれていることと判断をしており、これを基本に現在その努力をいたしているところであります。

この方針のもとに、有力企業にサホロプロジェクトの引き受けについて要請いたしておりまして、現在その可能性について検討をいただいているところであります。

検討をしていただくに当たりまして、相当のデータ、資料が求められておりますので、これらの資料を取り寄せまして検討をいただいておりますが、結論が出るにはある程度の時間が必要になってくるものと考えております。

また、これとは別に、このプロジェクトについて関心を持って町に問い合わせのあったものについては、西洋環境開発に紹介をいたしまして、直接接点も図っていただいているところであります。

これらの結果、引き受け手が現れたあかつきには、町といたしましても、ある程度の側面的支援が必要となってくるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、大きな投資でありまして、そのことによってその会社の将来の命運を大きく左右するものでもございますので、将来にわたって経済ベースについて十分吟味していただかなければなりませんので、今しばらく推移を見守っていただきたいと思います。

また、最悪の場合はどうなのかというご質問であります、それは引き受け手が出なかった場合どうするのかという意味だと考えますが、これについては、それはその時点での判断をしていかなければならないと、このように考えているところであります。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 10番、金澤議員。

金澤学議員 受け皿づくりは、あくまでその経済活動の一環であるという町の姿勢はよく分かりました。しかしですね、私はある程度の町の負担もやぶさかではないと思っております。

ところで、現在営業委託しております加森観光、そしてクラブメッドとの関係はどうなっているのでしょうか。

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 まず、このサホロリゾートの継続についての私の基本的な考え方といたしましては、これはあくまでもビジネスの問題であると思っております。したがって、引き受けする会社がビジネスとして成立するかどうかということが、大きな決め手になると考えております。

そこで、ただいまお話しのございました運営委託会社であります加森観光、それからもう一つクラブメッドサホロの委託会社でありますSCM、この2社が現在それぞれ運営を担っているわけですが、この2社につきましては、現在のところ取得の見込みがないというふうに聞いております。したがって、さきほど申し上げました、有力企業との接触というのは、それ以外での会社での接触であります。

それからまた、町の支援というお話であります。それ以前にですね、このサホロリゾートが最終的な引き受け手がどこになるとしても、やはりその引き受けした会社がですね、ビジネスとして成立する条件をどう作っていくかっていうのが、私どもに与えられた大きな役割ではないかと思っております。

したがって、そうした意味合いも含めて、あるいはまたその町の支援というものを、それはどういう状態になるかはこれから先の話になるわけですが、そうしたものを見極めながら、やはりそのサホロリゾートを継続するための町のある程度の支援は、私も現段階ではやむを得ないものと判断をしております。

いずれにいたしましても、これからそれらの話を進めていくわけありますので、そうした状況をみながら継続のための支援は、やぶさかでないというふうに判断をいたしております。

湯浅亮議長 10番、金澤議員。

金澤学議員 基本姿勢はよく理解はできました。私の知人でサホロリゾートで働いている人から話を聞きますと、今のような宙ぶらりんな状態では非常に毎日働いてても不安ではないという話を聞きます。

ですから、ある程度の時間は必要かと思えますけれども、しっかりした方向性を見つめ、町民もサホロリゾートはぜひ存続させてほしいと願っております。更なる努力をお願いいたします。

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 今お話しありましたように、そこで働いておられるかたがたのそういう雇用面といいましようか、将来に対する不安というふうなものも、十分承知をいたし

ているつもりであります。それがゆえにですね、いい決着を図る最善の努力をしていかなければならないと基本的にそう思っております。

そうした観点で、これからも残された時間最大限の努力をしながら、このサホロリゾートが将来に向かって存続できる条件整備に最善を尽くしていきたいと考えております。

湯浅亮議長 11番、石本議員。

[石本洋議員 登壇]

石本洋議員

1. 道路の進ちょく状況及び生活道路改良について

少し大きな問題も抱えておりますので、多少時間をお借りしたいと存じます。大きく分けて3点、細かくすると十数点になるわけなんですけど、お伺いしたいと思います。

まず、道路施工の進ちょく状況並びに生活関連道路の改良についてであります。北新内線改良舗装工事は、第6期総合計画では前期平成12年までに整備となっておりますが、現況はどのようになっているのでしょうか。

この路線は、佐幌ダム・北新内公園・アートの森・トムラウシ方面に通ずる路線でありまして、近年注目を集めてきております。この路線が足踏みをしているため、せっかくの奥地観光資源が十分に活用されていないと思うのであります。また、3年ぐらいかかるように見受けられますが、見通しはいかがでありますでしょうか。

次に屈足南小北通線についてであります。この路線については、数年前から早期着工の要望がされており、私も折に触れ担当者にお話しをしてきたところであり、議会でもお願いをしたことがあります。最近も強い指摘を受けました。計画では後期となっておりますが、平成13年度にも着工できないかとお伺いたします。

次にトムラウシ・近別入口の橋が老朽化し、かつ幅員が狭く、重量の飼料運搬に危険が増してきております。奥地には大規模の畜産農家があり、また、新たな入植者もあるやに聞いております。従業員の宿舎もあり通行量も増えるものと存じます。この地の農畜産収入は、新得町の全体の農畜産収入の中で大きなウェートを占めていると聞いております。転落事故・人身事故等の起きないうちに、改良・架替・拡幅をする必要があると存じますが、町長さんはいかがお考えでしょうか、お伺いたします。

次にヌプントムラウシ温泉に行く林道が、6月4日の大規模な土砂崩れにより通行止めになりました。この林道は、隠れた観光地として人気を呼んでおりますヌプン温泉に通ずる路線であり、1日も早い復旧が望まれております。

過日の決算委員会においても論議を呼んでおりましたが、併用林道にしてという理事者のお考えもあるようであります。それはそれとしてけっこうなことと存じますが、もしそれが不可能ということであれば、無償譲渡を受け、町道として管理していただきたいというのが希望であります。町長のご所見をお伺いしたいと存じます。

また、この路線の復旧の現況と、見通しについてもお伺いしたいと存じます。

2. トムラウシ峡谷を彫刻の溪に

第2点目の質問であります。最近、トムラウシ地区のイメージを損ねる事件が相次ぎましたが、早急にイメージ回復の手立てをする必要があると存じます。

そこで提案でございますが、トムラウシ峡谷を彫刻・彫塑の溪として造成していけな

いでしょうか。町は設置場所を提供するという立場で、彫刻家・企業・彫塑愛好家等に呼びかけてはいかがでしょうか。町は優秀な職員を抱えておりますので、方法としてはまだまだ良い方法があるかと存じます。町長のご所見をお伺いしたいと存じます。

3. 本町小中学校の教科書の選定採択について

第3点目は教科書問題についてお伺いいたします。まず、現在、小中学校で使用されている歴史教科書の内容について、町長、教育委員長はどのような感想、受け止め方をしておられるのか率直にお聞かせいただきたいと存じます。

次に教科書の採択手続きについてであります。本年度は、平成13年度に使用する中学校用教科書の採択をする年度に当たっており、既に採択事務が進められております。十勝採択地区協議会では、平成8年に決定したものと同一教科書を採用することに決定したと聞いておりますが、いかがでしょうか。

もしその通りというのであれば、本町としてどのように関わり、決定承認をしたのかその理由をお聞かせください。

十勝採択地区協議会は、19人の委員で構成されており、そのすべてが各町村の教育長で占められており、教育委員長ほか教育委員は参加しておりません。委員選任の経過及び教科書採択に関し、教育委員のかたはどのような関わりを持っているのかお聞かせください。

また、十勝採択地区協議会では、選定委員会規則第3条により委員51名をもって教科書採択地区選定委員会を設置しておりますが、その委員は協議会が推薦し、その選出委員が所属している各町の教育委員会が任命、委嘱しているわけであります。

問題は、文部省が定めた学習指導要領に基づいて作成されている学校の教科書を選定する機関に、学習指導要領を否定している教職員組合に所属している委員が含まれていないかどうかであります。いかがでしょうか。

言うまでもなく、人の一生に大きな影響を与える学校教科書の選定は、まことに重要であります。それだけに、採択に当たっては慎重かつ公正でなくてはなりません。

私は教科書の調査・研究は、技術的・専門的なことが多いことから、教育委員会、学校関係者の判断を尊重することを否定するものではありませんが、より正しい判断のために、よりさまざまな角度から意見を出し合うことがたいせつと考えております。

そのためには、できるかぎり一般有識者や保護者の代表が参画できる仕組みを、教育委員会は作るべきと考えますがいかがでしょうか。

次に開かれた採択に関してであります。昨年度までの道教委の採択基準には、いかなる理由からかわかりませんが、「選定委員の氏名は公表しないこと」とされておりました。また、教科書の採択理由も公表されておられませんし、まさに密室の中での教科書採択と言ってもよいでしょう。

現在では、行政情報の公開はごく当たり前のことであります。よって、十勝採択地区協議会にあっても、一連の教科書採択に当たっては選定委員の氏名や採択理由を公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、一部の学校では教科書についての研究会があると聞いております。本町内の学校では設置されている例がございますか。もしあるとすれば、その研究会が選定委員会や小委員会に対してどんな役割をもっているのかお伺いしたいと思います。

そして、その研究会の調査研究の成果を選定委員会等で参考にしているのかどうかお

知らせください。

次に平成14年度から使用される教科書の採択事務についてお伺いいたします。小中学校では平成14年度から新学習指導要領が全面改定され、これに伴い教科書も新しくなることとあります。この教科書の選択を、平成13年度に全科目を同時に行うことになると、そのエネルギーはたいへんなものになります。つまり、すべての教科書を調査、研究するのでありますから相当な時間を要することになり、選定までの作業を従来より早める必要があるでしょう。

また、今までの採択の在り方に疑問を持つ町民もいますから、その町民の声を採り入れた新しい採択の仕組みを考え、委員の人選にも慎重を期していただきたいのであります。

教育委員会として平成14年度使用の教科書採択の在り方、スケジュールをどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと存じます。

最後に我が国の学校使用の歴史教科書の内容について、外国の主張に惑わされ、独立国としての権威が疑われるような記述が見受けられます。検定を通った教科書の内容について、広く町民に公開し意見を聴取するとともに、採択の経過、理由等について、一般に公表することを考えるべきと存じます。

町長並びに教育委員長の見解をお伺いいたします。以上でございます。

[石本洋議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

まず、1点目の北新内線の工事の進ちょく状況につきまして、当初、町が事業主体となりまして平成7年度に着手をいたしまして、その後、町として知事代行事業への移行を強く働きかけをいたしておりましたが、おかげさまで平成10年度から事業採択となりまして、現在帯広土木現業所が工事を進めているところであります。

当初計画では佐幌ダム堤体までの延長1,400メートルの区間を、3か年で完成を予定しておりましたが、その後、工事区間の延長などの計画変更もありまして、平成15年度完成の予定となっております。なお、平成12年度までの進ちょく率は約60パーセントでありまして、工事費で2億7,000万円が投資されております。

現在の計画は知事代行事業として、佐幌ダム管理所までの山側の切土部分のすべてを完了するよう、当初計画より200メートル延長して事業を進めているところであります。更に、その先の佐幌大橋の歩道橋の新設を含めた工事の延長につきましても、引き続き知事代行事業として事業採択していただけるよう、帯広土木現業所を通じて北海道に強く要請をしていきたいと考えております。

2点目の屈足南小学校北通改良舗装の見通しであります。町道の改良舗装計画は、各種計画に基づきまして、年次計画により実施しているところであります。新得・屈足両市街地の幹線道路の整備がほぼ終わっておりますので、これからは、今まで以上に生活道路の整備に重点を置いて進めていく考えであります。

ご質問の屈足南小学校北通の舗装計画は、総合計画の中で後期計画に位置づけされている路線であります。生活道路の舗装は大型車両の通行が少ないことから、以前のご質問でもお答えいたしましたとおり、簡易な整備方法により実施いたし、できるだけ早期に住民の要望にこたえてまいりたいと考えております。

3点目のトムラウシ・近別入口の、橋の老朽化による早期架け替えであります。チカベツ第1幹線に架かる近別橋と、新トムラウシ橋の2つの橋は、昭和39年建設の永久橋であります。近別橋は延長が16.2メートル、幅員4メートル、新トムラウシ橋は延長60メートル、幅員3メートルとなっており、建設後35年を経過いたしておりますが、防災点検の結果では、基礎を含めた橋本体についても異状はないとの判定でありました。

したがって、現在のところ架け替えの計画はございませんが、今後とも安全に通行できるよう定期的な点検と、それに基づく維持補修を行い、通行に支障が起きないように、維持管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、ヌプントムラウシ林道の復旧についてであります。隠れた秘境といたしまして多くのかたがたに親しまれ愛されておりますヌプン温泉に至るヌプントムラウシ林道は、曙橋より10キロメートル地点におきまして、本年6月4日、前日からの降雨の影響により40メートルにわたって大規模な土砂崩れが発生をいたしまして、通行不能の状態となりました。

当日は孤立した16名の救出のため、十勝西部森林管理署新得事務所が暫定的に開通をさせましたが、2次災害の発生の懸念から、通行止めの処置が今日まで執られてきたところであります。

通行止めが長期に及んでいる経緯につきましては、崩壊箇所の上部土砂が道路にかぶさってきておきまして、土砂を除去したのみでは通行には危険との判断から、安全を確保するには多額の費用を要すること、また、この林道沿線には造林・造材事業の施業計画もなく、当面の山の管理に支障はないと。また、復旧に対する投資効果が見込まれないとの理由から、復旧が見送られてきたわけであります。

この間、町にとりましてこの地は重要な観光の拠点でもあり、また、観光シーズンを迎えておきまして、町や観光協会においては、新得事務所に幾度となく早期復旧を要請し、協議してまいったところであります。

協議経過の中では、町に対する復旧費用の一部負担の求めもございましたが、山に生産性がなくとも、国民の財産として、国民に国有林を広くレクリエーションの場として開放することが国の責務であるとの理解を求め、また、町におきまして側面的な協力をしていくことで協議が整い、近々復旧工事に着手する旨の回答をいただいたところであります。

次に、新得観光振興公社の問題につきましては、6月議会でも申し上げましたとおり、今まで以上にお客様に親しまれる東大雪荘を目指しまして、料理の新メニューの開拓など、改善に鋭意取り組んでおきまして、更に秘境トムラウシの良さをアピールしていきたいと考えております。

その、イメージアップの一つとしてトムラウシ峡谷を彫刻の溪にとのご提案でございますが、トムラウシの魅力づくりの一つかとは考えるところであります。しかし、狩勝の文学の散歩道やサホロ湖のアートの森のように、その場所で一体的に楽しんでいただけるところも限定され、設置に併せた施設整備も必要になってくるかと考えられます。

また、町が主体的に利用できる用地も限られておりますし、特に手つかずのトムラウシの秘境の大自然を求めて来られるかたがたのことや、国立公園内でもあり、一定程度の制限もありますので、十分研究をさせていただきたいと考えております。

なお、教科書採択の問題につきましては、教育委員長のほうからご答弁を申し上げます。

す。

[齊藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 高久教育委員長。

[高久教雄教育委員長 登壇]

高久教雄教育委員長 石本議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の歴史教科書の内容についての感想でございますが、その記述の内容に対してそれぞれのご意見もあることは承知をしておりますが、教科書の検定は国において行われているものであり、個々の教科書の内容の是非についての論評は差し控えたいと思っております。

2点目の平成13年度に使用する中学校の歴史教科書の選定についてでございますが、道教委の採択基準において「平成13年度に使用する中学校用教科書用図書については、新たに文部大臣の検定を経たものがないことから、採択手続きの一部、選定委員会の設置等に関する事務を簡素化することも可能である。」との特例が示されたことから、十勝地区においては選定委員会を設置せず、採択協議会における慎重な審議を経て採択を実施したところでございます。

今回の採択は、生徒にとって平成13年度1年間のみ使用となるため、変更するとすると教育課程や指導の継続性が保てないなどの懸念があること、現行の教科書は適切に使用されており、教科書に対する不都合が指摘されていないこと、十勝の地域性や生徒の実態を踏まえられていることなどの論議を踏まえ、教科書採択教育委員会協議会の合意を経て、結果として同じ教科書になったものでございます。

3点目の第12地区教科書採択教育委員会協議会の実態についてでございますが、十勝管内19町村の代表者により構成される、第12地区教科書採択地区教育委員会協議会を設置しております。

平成11年度の教科書採択協議会は2回開催され、選定委員会の調査研究の経過、選定の理由、少数意見等の答申を受け、質問や意見を述べ、使用する採択教科書を種目ごとに決定しております。

なお、この協議会委員の選任について、協議会規約により「採択地区の各教育委員会が任命する代表者を委員として構成する」、また「町村教育委員会が任命する代表者は、1名とする」となっていることから、教育委員会において教育長を委員として任命いたしております。

第4点目の選定委員に、学習指導要領に反対している委員は含まれていないかのご質問でございますが、選定委員は道教委の採択基準に基づき、教科書採択教育委員会協議会が推薦し、その者が所属する教育委員会が委嘱しております。

その推薦に当たりましては、道の示した採択基準の別記に基づくとともに、十勝地区の場合には推薦基準を設けており、例えば「専門教科の指導内容、方法の識見の高い者」「専門教科に関する研修事業などにおいて実績のある者」「各小委員会の委員の1人は管理職とすること」「教職経験を考慮すること」「採択に直接の利害関係を有する者を除くこと」などを考慮して、委員を推薦しております。

したがって、教職員組合の所属の有無については、推薦の際の基準としておりませんので、ご理解を賜りたいと思っております。

5点目の選定委員に一般有識者や保護者の代表を入れる考えはないかのご質問でございますが、道の採択基準には、委員の定数は40名から60名程度となっております、十

勝の共同採択地区では、小学校の採択時において、委員の定数を51名としております。その内訳は、校長9名、教頭10名、教諭23名、学識経験者9名となっております。本町からは校長3名を選定委員として委嘱しております。

一般有識者や保護者の参画についてでございますが、選定委員としての保護者の選任につきましては、道教委が各採択地区に対し一律に行われるよう指導するものではないと伺っておりますが、広い視野から意見を反映させるためにも、これまで以上の参画が促進されることがたいせつであると考えております。

6点目の選定委員の氏名や採択理由の公表についてでございますが、平成12年度の道の採択基準では「採択の公正確保を期するため、選定委員の氏名を公表しないこと」となっていたことから、当採択地区にいたしても公表しておりませんが、氏名を公表することについては、教科書採択の透明性を高めるために望ましいことであるという国の動向や、道議会の議論を踏まえて改善が求められ、平成13年度の道の示した採択基準では「協議会及び選定委員会の委員名については、採択関係者の責任を明確にする意味からも各地域の実情に応じて、できるだけ公表していくことが望ましいこと」、「公表する場合には、採択の公正確保の観点から、採択終了後とすることが適当であること」、「公表の方法については、協議会において決定するものであること」と明記されたことに伴い、今後その趣旨を踏まえて対応すべきと考えており、教育委員会といたしましても、できるだけ公表していくことが望ましいと考えております。

7点目の町内に教科書についての研究会の設置、活動例でございますが、十勝の町村においては、そのような研究会はないものと承知しております。

8点目の平成14年度に使用する教科書採択の在り方でございますが、来年度は小学校、中学校の教科書の同時採択の年であることから、採択に十分時間を確保し、円滑かつ適切に行われることはたいせつであると考えております。

現在、国において平成14年度から全面実施する新学習指導要領に適切に対応するため、検定や教科書目録の編集を例年よりも早めるとともに、都道府県に対し採択事務の前倒しについて調査を行っていることや、道教委においても審議会を早期に設置することなどの検討をしていると伺っております。当地区においても、それらの動向を踏まえ、迅速かつ適切に行われることがたいせつであると考えております。

最後になりましたが、9点目の歴史教科書については、歴史については光もあれば陰もあることから、歴史の光も陰も公平に取り上げることが、教科書の役割と考えております。

また、検定教科書や採択された教科書の採択経過、理由の一般への公開についてでございますが、これまでも十勝12か所、帯広2か所の教科書展示会を通して、地域住民に周知する取り組みをしてきたところでございます。

これまでも増して、教科書の内容や採択経緯など、地域住民が関心を高め、理解を深めていくことはたいせつなことと考えておりますので、採択事務の円滑な遂行や公正の確保に支障を来さないよう配慮しながら、より透明性の高い採択が行われるよう公開する手立てについても、今後、検討していくことがたいせつであると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申しまして、これで終わりたいと思います。

[高久教雄教育委員長 降壇]

湯浅亮議長 11番、石本洋議員。

石本洋議員 教育委員長のご答弁はなかなか微に入り細にわたりお伺いをいたしまし

た。なかなかりっぱなものだというふうに思いますが、それなりにまた考え方も違いもありますので、後ほどお話しをしたいと思います。

そこですね、北新内線については、それなりに理事者のほうも対応をされているということでございます。大事な路線でもありますし、当初の計画よりも拡大して処置したいといことでもありますので、期待をするところでもあります。

それから、南小北通線につきましては、今複数の北進団地に住んでおられるかたがたからよく言われるわけでありまして、前にも1回お話ししたことあるんですが、靴のかかとりが取れたとか、それから正面の人でいくとですね、すぐ舗装道路から砂利道になるといったようなことで、非常に不便だといったような、いろいろなことが聞かれますし、そのほかのいろいろな言ったら失礼なんですけれども、低い生活にあえいでいる人たちが、あの道路を利用するときに、もう少し快適な使い方ができないものなのかといったようなことを盛んにおっしゃっております。

そういうことで、1日も早くですねやってもらいたいんですが、簡易舗装ということですが、今のように細かい砂利をローラーしてやるのを簡易舗装といってるのでしょうか。やっぱり簡易舗装ですから、きちっとアスファルトで舗装することだと思うわけですね。いちおうこの点だけ、はっきりさせていただきたいと思うんですが。なるべく早くやってもらいたいと。

これは発言される人たちというのは、最近、町はいっしょうけんめい努力されて、あちこちに市街地の道路を整備されておりますが、そういうのを見るとどうしてこの道路が優先順位として早くやってもらえないのかという、素朴な考えになっていくんだらうと思います。そういうことですね。

それから3番目の、トムラウシ・近別入口の橋なんですが、これ危険について認識の違いだと、こういうふうに思うわけなんです。これは危険だよ危ないよ、利用しづらいよっていうのは、あの地帯の奥に住んでおられるかた、あのかたがたがおっしゃるわけなんですよ。

私もこのお話を伺ってから、今あそこの2つの道路、近別の入口ともう一つ、チカベツ林道っていうんですかね、あの橋渡ってみました。あそこの橋からずっと向こうに行くのはもう砂利道ですからね、なかなかたいへんなわけで、チカベツ林道の橋が、近別の入口の橋が壊れても、こっちの橋がまだ使えるということならまだいいんですが、もうとにかく全線砂利道ですから、なかなかたいへんだなというような感じをいたしました。

要するに最近の車の大規模化に伴ってですね、もう幅が狭いわけなんです。ですから、あれが35年経って、しかもまだ使えるというものであるならば、できるだけ拡幅の手立てがとれないのかというような感じもするわけですね。地元の人たちはこの生産が新得町内の農業生産、酪農生産の大部分を占めるんだよという気概を持っているわけですね、にもかかわらず橋はこんな状態だということについて、ご不満を持っているんだと思います。

次にヌプントムラウシ林道の関係、復旧の見込みだということでございますのでいいわけなんです。あれは国立公園に入る道で、これは所管が国土庁になるんですかね、厚生省ですか。いずれにしても、大雪山国立公園の維持管理という面からですね、たいへん必要なわけで、前に森林管理官ぐらい1人誘致したらっていう話をしたことがあるわけなんです。せめてその道路だけでもよくしてもらおうということが望まれます。

次にですね、トムラウシ峡谷を彫刻の溪にとこういうようなことで、新得町は新内に文学の散歩道、それから新内の佐幌ダム奥にアートの森といったようなことで、非常に町長さん文学についての理解が深いわけでございます。そういう意味でですね、トムラウシの峡谷、峡谷と言っているのかどうかは分かりませんが、谷あいに文学の散歩道みたいに密集してやるということではなくて、ところどころになるほどなって思わせるような石碑なり、像、彫塑そういったものがあると、トムラウシ地区のイメージが上がるなとこういうような感じがします。

実は最近、新聞紙上に道新ですかね、旭川で石の芸術迫力満点と。これは「旭川彫刻フェスタ2000、上川人の息吹」ということで出ているわけなんですけど、これは彫刻家自身が、旭川市に土地を提供してもらって建ててるということで、たいへんトムラウシの大自然にふさわしいような、大規模な彫塑ですから、旭川の市内の中にこういうようなものを作っているということであれば、トムラウシにもねこういうものがところどころでいい、あってもいいなど。

さしあたっては、菅野光民の碑のあたりにですね、あれは碑だけでございますので、できれば芸術的に熊に立ち向かう菅野光民といったようなかたちでですね、勝毎の記者さんもおられるんですが、勝毎さんあたりがひとつ、やってもらえないかなと私は思っております。

次に、最後の教育問題でございますが、最初の質問でちょっと失望をしたんですが、町長さんの感想が聞けなかったのね、それで全部教育委員会に任せられたというわけなんだ。

これはですね、いちおう教科書で昔から問題になっております、いわゆる南京大虐殺だとか慰安婦の問題、あるいは強制連行の問題、そういうようなことが歴史教科書の中に載っているといたったようなことがですね、いったいどうなんだという疑いを持つわけでありまして。

この間、中川昭一先生のお話を伺ったことがあるんですが、北海道の教育現場は非常に悪いとおっしゃるんですね。特に日本的な日本教職員組合は柔軟路線になってきているんだけど、北海道の北教組は非常にかたくなであると、そういったようなことの中で、十勝の教科書問題が特に先に進んでいないと、こういようなお話ですね。

特に今言った従軍慰安婦だとか、強制連行だとか、南京虐殺といったような問題は日本の恥部といってもいいようなものですよ。それを堂々と教科書の中に載せるような意味があるのかどうかという感じがするんですよ。

その反面ですね、子どもたちに教えなければならない、日の丸だとか君が代だとかというものを、新しい時代に沿ったかたちで子どもたちに教えていくということが、教員の責任だと思うんですが、そういうことはですね、教科書の中には一つも載ってないわけですね。

ですから、そういうような意味についての町長の感想だとか、教育委員長の感想を聞きたいところが、教育委員長はこれは文部省の決めるところだから、我々の手の及ばすところではないといったようなことでおっしゃっているわけなんですけど、しかし、そういうことではなくて、それぞれの教育委員会がきちっとした考え方を持ってですね、教科書はこうでなくてはならないということを、あらゆる機会にお話をさせていただくということがたいせつだなとこういふふう思うわけですね。

平成13年度の歴史教科書の選定については、平成8年度に決まった教科書を13年

度も使うということですから、言ってみれば今お話ししたようなことを認めたくえでやるということにつながるわけなんで、いかに認めないといったってこういう現実の姿としては認めたとなるわけですね。そういうようなことで、慎重な審議ということをお話しされておりまして、この問題は省いて、できればいってもらいたいなという感じがいたします。

それから、十勝採択協議会の実態は分かりましたね。それから、学習指導要領反対の委員は機械的に選ばれるのかもしれませんが、心の奥底まで考え方というのは分からないわけなんで、表面的なシステムで選んでいくわけなんですけど、もしほんとうにですね、教育のことに熱情を持っている人たちがおれば、当然さきほどお話ししたいろいろな問題についてね、疑問を持つはずなんです。それが持つことなしに採択されているということは、こういうことを載っている教科書と載っていない教科書とがあると思うんですよ。だからその選択をね、少し誤ってるんじゃないかなと思うんですよ。

偏向の教育の恐れがあると思うんですよ。なぜかというたとえば、日の丸だとか君が代というのはね、もうとにかく今の先生がたというのは戦争の経験が全然ないんですよ。にもかかわらず、この日の丸は日本の帝国主義の象徴だとか、君が代は天皇制をうんぬんだとかってこうおっしゃるでしょう。だけど、もう戦後に生まれた人たちだから、新しい感覚にたってね、日の丸というものを考えていかなければならぬ。

今まさにオリンピックというものが行われてまして、毎日、日の丸の上げるのを見ますが、もうメダル取ったのは4個か5個ですから、まだ本格的に上がったのは少ないのですが、ただ、皆、日の丸振っている姿というのはですね、たいへん美しいんですよ。そういうことなのに教科書では日の丸の意義だとか、君が代の意義だとかということを正確に教えていないですね。

それと、選定委員に有識者や保護者の代表をとということで、教育長さんの話では町村から1名ずつ選任すると、19名、十勝管内19名だからどうしても教育長だと、こういうお話で、もしそういうことであれば、もう少し枠を広げて一般の人も入るようなことをやってもらいたいなとこう思いますね。

次に選定委員の氏名、採択理由の公表をというかたちの中でですね、やっぱり、さきほど言われましたけれども、美しい話というのはたくさん転がっているわけですよ。例えば鈴木宗男先生がいっしょうけんめいがんばった、エストニアの終戦のときの虐殺されるおそれのある人たちを、どんどんどん旅券発行して逃がした、6千人の人たちを逃がしたというの、こんな美しい話はないわけですよ。そういう話を取り上げてですねいくというの、ほかにいろいろ話があると思う。なんで南京大虐殺や、慰安婦問題を取り上げなければならぬのかってということがね、ほんとうにおかしく思うわけなのね。

それと町内の各学校の研究会はないということですので、平成14年の全面改訂のときのことについてですが、今までの教科書やなんかにはですね、いわゆる神話、童話、それから植民地の関係、いろいろ載ってないんですよ。神話、天石戸（あまのいわと）だとか、八岐大蛇（やまたのおろち）だとかというのは、これはなにかね考えようによっては、侵略のあれだっというんですよ。侵略といえば侵略かもしれませんが、中国には中国なりの建国の、あるいはアメリカにはアメリカなりの建国の話、神話というのがあるわけです。

日本の、天石戸（あまのいわと）についてもですね、これは開けることによって世の

中が明るくなると、新しい国が開けたということなわけですから、それに神話としての意義があるわけなんですね。八岐大蛇（やまたのおろち）にしたって、全国を平定するかたちの中でね、統一のじゃまになる人たちを一つずつ整理をしていったということなわけですから、そういう意味づけでね大事なことだと思うの。

童話について言いますと、桃太郎だとかそれから一寸法師だとかね、猿かに合戦とかいうのもね全然取り上げられていないでねおると、こういうのもね、我々子ども時代の郷愁を思うと非常にいいお話だったなと感じるのね。それも全部ね、猿かに合戦も一寸法師も桃太郎も、みんな侵略の話というふうに片付けて整理されていると、こういうふうに聞くんですよ。

それから植民地の問題もですね、これは確かに戦時中の悪の一つかもしれませんが、その戦後、日本が植民地としておいた植民地はすべて独立をして、しかも正常に動いているということは、日本が占領時代にきちっとした施策をしていたためにね出来上がっているわけですから、そういうことは、やっぱりきちっと載せていかなければならないんですね。

歴史教科書の内容については最後なんですけど、命をたいせつにするとか、ふるさとをたいせつにするとか、ルールをたいせつにするとといったようなことを基本にですねおいていかないと、17歳で切れたとか、金属バットで親を殺したとかっていうことになりかねないわけなんで、やっぱり昔の修身復活ではないけれども、道徳教育の中できちっと命、ふるさと、ルールをたいせつにするとということをしてですね、やっていかなければならぬですね。

あとで触れようと思ったけれども、太平洋戦争についても山本五十六と、当時の陸軍幹部が対立したっていうかたちの中で、山本五十六がこういう無謀な戦争をするなということを行っているわけですから、そういうような歴史的な事実もね、こういう教科書の中で淡々と載せるべきであって、いわゆる南京大虐殺だとか慰安婦問題とかいうのもね、確かに歴史のひとこまかもしれないけれど、なにも自分のうちの悪いことをですね、皆さんにお知らせをしてですね、公表するまでもないわけで、これは過去の歴史からきちっと整理をしたうえで、専門の歴史書の中で整理をしていけばいいんで、教育の中でですね、わざわざ取り上げる問題ではないなとこういうふうに思うわけですね。教育委員長さんのお考えをお伺いしておきたいと思う。

湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。11時20分までとさせていただきます。

(宣告 11時07分)

湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時20分)

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 答えをいたします。

北新内の知事代行の道路につきましては、おかげさまで北海道に事業を施工をしていただいております。私どもたいへん助かっております。平成15年まであと3年かか

るわけではありますが、現在のところ、更に4億円ほどの事業費が投下されるとお伺いをしておりまして、これが計画どおり進みますように、これからもいろいろな要請活動を続けていきたいと考えているところであります。

2点目にありました、南小北通の問題であります。道路の整備につきましては私ども、その道路利用頻度と言いましょか、交通量と言いましょか、そういうようなものを十分に勘案をいたしまして、年次計画で順次整備を進めているわけではありますが、本路線につきましても通行量の多い場所と認識いたしておりますし、あるいはまた、地域のほうからの再三にわたるご要請もいただいているところでありますので、できるだけ早く整備をしたいと考えております。

さきほど石本議員からどういう工法による舗装かというお話でありましたが、石本議員のお話は、これは防じんの処理だと思わんですが、それではなく1層による舗装の整備をしたいというふうに考えております。

それから3点目にありました、近別橋と新トムラウシ橋の関係であります。確かに石本議員ご指摘のとおりですね、近年の農業機械の大型化あるいは車両の大型化というふうなことに伴いまして、現況の橋は極めて幅員が狭いというふうに、私どもも十分に認識はできているわけであります。

しかし、この橋をですね架け替えすると仮定いたしますと、ちょうどこの2つの橋の中はですね中州の状態になっております。これからの橋の架け替えの許可を受けるためにはですね、この中州を含めて通した橋にしなければですね、許可は下りないということであります。

したがいまして、その総延長は150メートルという長大橋に実はなるわけあります。そうなりますと、現在の試算額では約4億円が見込まれておりまして、それだけにですねその橋そのものが、まだそういう耐用年数が過ぎて危険な状態になってきたとかですね、そういうことにならなければ、なかなか補助の採択が非常に難しい路線であります。

ご提案のありました幅員を広げる方法ということもあるわけではありますが、しかし、これは技術的にですねこの延長から見て不可能ということでもあります。将来的にはやはり、この架け替えということ的前提とした検討を進めていかなければならないわけですが、ただいま申し上げましたように、そうした補助の見直し等を含めてですね、非常に課題の大きいところであるというふうに思っておりまして、今後の課題にしていきたいと思えます。

また、ヌブトムラウシ林道の問題につきましては、これは所管は林野庁でありまして、近年の国有林野全体の経営状況からみて、なかなかこの維持補修費をねん出するのに苦労されたようではありますが、しかし、最終的には私どもの要請にこたえて、この復旧に努めるということでありまして、お聞きいたす範囲ではもう発注は済んでいるとのことでありまして、10月1日から工事に着手すると内々お伺いいたしているところでございます。

それから、トムラウシを彫刻の溪にしてはどうかというご提案であります。お話ありましたように、これまともにお金をかけてやりますと、なかなかたいへんな問題だと考えております。

そうした協力というふうな、民間の協力というふうなことも含めて、そうした道があるのかどうか検討、研究をさせていただきたいと思えます。

それから教科書の問題について、町長の考え方はどうかということではありますが、教科書は各出版社が作った教科書を文部省が検定をしてですね、選定された教科書の中から、さきほどお話ありましたように教科書採択教育委員会協議会がそれを選定をして採択をしていくと、こういうルールで今進められるわけでありまして、私はそれはそれで一定のルールの中でやられるべきもんだと考えております。

ただ、その際には広く民意が反映される方法といいましょうか、そういうふうな努力もやはり必要なのではないかと考えているところでもあります。

また、歴史教科書に対する認識というお話ではありますが、さきほど高久教育委員長のほうから、歴史には光と陰があるという非常にすばらしい名答弁だったと考えておりますが、私は現場にあってはそうした光と陰の両方の部分ですね、正確に指導されていくべきだと、そういう正しいやっぱり歴史認識というものを持って、国際性というものを培っていく必要があるのではないかと、このように考えております。

湯浅亮議長 高久教育委員長。

高久教雄教育委員長 石本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

戦後、今第3の教育革命という時代を迎えているわけでありまして。第1回目の革命は明治、すなわち日本は西洋の国に負けないような国づくりをしなければならんということで、富国強兵というかたちで強い人間を作らなければならんというもとで教育をしてきたわけでありまして。まさに上からの指導で、スパルタ的な教育をなされてきたのではないかというような感じがするわけです。

その後、終戦後大きく変わりました。平和、新しい民主教育、そして創造豊かな人間をつくるという教育を目指してまいりましたけれども、それが経済成長とともにいろいろな問題が発生してまいりました。情報化の問題とか、高齢化の問題とか、少子化の問題とか、そういう問題も絡んできまして、新たにその教育ではもうこれからの時代はついていけないということで、今第3の教育がなされているわけでありましてけれども。

多分、私たちが教育を受けてきた発想と申しまししょうか、教育というのは上から下に教育するものが教育だというふうに、石本議員は理解をされているのではないかなと思うんですけれども、このたびの新しい指導要領が2002年から改正をされますけれども、そういう上から下への教育ではいけないということで、これからの教育というものは、子どもたちが自ら学ぶ姿勢を教えていかなければいけない。上から教えるのではなくて、生徒自身が一つの課題を求めながら、そして生徒自信がよくものを考え、そして決断できるようなそういう人間を育てていかなければならんということが、今回の新しい指導要領の目的であります。

そこで、歴史教育でございますけれども、南京あるいは慰安婦問題等の問題がございますけれども、当然そういう問題も含めて私は歴史教育というものはなければいけないのではないかなと思うのであります。

せんだってドイツに行っていましたけれども、ドイツでもやはりナチス時代のいろいろな悲惨な出来事等を克明にですね、後世に伝えるということをしちっとしておりました。私はたいへんたいせつなことでなかろうかなと思うのであります。

特に今回の新しい指導要領では、生きる力を育てることが主眼になっておりますけれども、その基底になるものはやはり私は、歴史教育というものが非常に大きなウエートになってくるのではないかなと考えております。日本という国がどうかたちできていく。歴史の中でどういう問題をどう処理してきたかと。また人間ですから、

その中にはいろいろな過ちもあります。そういう過ちを犯した者に対してはですね、深く反省をしていくという、そういう自覚というものも、教育の中できちんと教えていかなければ、私はいけないのではないのかなというふうに考えております。

それから中川昭一先生がこうっておられたと、北海道は特に北教組が強い、正しい歴史教育が行われてないのではないかなというようなご指摘がございましたけれども、石本議員自信がですね、もっと教育現場をよく見ていただいて、そしてつぶさに今の教育はこういう教育をしているんだなという、生の声を私は聞きたかったわけでありまして。

このごろ、ずっと私は学校現場を見ておりますけれども、先生がたはやはり指導要領に沿って、できるだけ記述に沿って教育が今進められているなという感じが、私の実感であります。

それから教科書の選定でございますけれども、教育長今出ておりますけれども、これは教育長も教育委員ですから、その教育委員の中でやはりいちばん出やすいのは、やはり教育長ではないのかということで教育委員会で審議をして、採択委員に任命をしているわけでありまして、これがまずいということであれば、ほかの委員さんを出してもやぶさかではございませんけれども、教育長がですね現場にいちばん詳しいわけですから、いちばん適切な選び方をしてるのではないかなと思っております。

それから私の今の答弁に、もし足りないところがあればですね、教育長のほうから補足答弁をしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

湯浅亮議長 11番、石本議員。

石本洋議員 このせきをするものですから、ちょっとせき止めを飲んだものですから、ちょっとしゃべり方がちょっと悪くなるかもしれませんが。

まず、トムラウシの近別入口の橋についてはですね、4億円かかるよと。しかも長大橋になるよと、こういうようなお話であります。我々が見た感じ、ちょっと違うなという感じはいたしますけれども、それはそれとして、ただですね最初にお話ししたように、危険についての認識というのはですね、どうなのかなとこう思うわけなんですけれども、あそこはもう既にトラクターなんかは通れないような、大型のトラクターなりなんかあるもんですから、通れないそうなんですけれども。

それとですね、ちょっと話は別になるのかもしれませんが、過日、上佐幌東1線の事故がありましたよね。あれだって道路造ったときに、もう既に危険が予想されているんだけど、懸念に対する措置っていうのは遅かったために、事故が起きたといったようなことが言えるわけで。

私もその東1線道路通ってみたんですがね、もう夜も昼もあそこセンターラインがずっと1本になって通ってるんですよ。役場の職員いっしょうけんめい標識を造ってくれたんだけど、それは交差点の直前にあるもんですから、その遠くから交差点があるよっていう認識はできないような状態でね、そしてその後、停止線がついたわけなんですけれども、停止線はずっと走っていると停止線は見えないんですよ、もう1本ですから。センターラインがずっといってる。そういうようなことでね、非常に危ない所で、ああ、ここで事故があったのは当然だなというような、思うような感じがしてるわけなんです。

過去に私、議会で屈足の道路の交差点の危険性を指摘したときに、その1週間後にハスカップ取りに来た奥さんが死亡しております。そういったようなことで、危険というものはいつ来るか分からないわけで、あそこの近別の入口の橋についてもですね、やっ

ぱり35年前に出来ているものですから、当時の機械の状態だとか、飼料運搬の状態だとかいうことからみるとですね、やっぱり整備された橋とはいいがたいわけなので、金との関係もありますけれども、十分お考えをいただいてですね、危険を避ける対策を講じていただきたいなど。

最初にお話ししたように、あそこに新しく入りたいという農家のかたもいらっしゃるようですので、そういうことも踏まえてよろしくお願ひしたいなど、こう思います。

次に教科書問題については、さきほど議員控室で話ししているときに、光と陰は名言だなという話がありまして、また町長さんからそういう話を伺いまして、ほんとうに教育長さんいいお言葉をされたのかなと、こう思うわけなんです。

ただ、さきほども話ししたとおり、光の部分は大いにけっこうですけれども、陰の部分あえてまたね、子どもたちに教えなくてはならんというものでもないぞという、慰安婦の問題だとか南京虐殺、確かに事実としてあるかもしれませんが、それは後世の歴史家が日本の全体の歴史を論ずるかたちの中での、一部分というふうに処理して差し支えないだろうと思うんですね。

それよりも、やっぱりさきほども言ったように、いい話をちりばめて教育をしていくということがたいせつでないのかなとこう思われる。

教育委員長さんも、聞けば43年になんなんとする長いかたちの中で、新得町の教育を携わってきたというかたちの中で、光に恵まれているかただと思いますが、ひとつ余り陰には目を向けないで、輝かしい部分だけひとつ目を向けて、きちっと光を掲げていくということをお願いしたいと思います。以上です。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 近別橋と新トムラウシ橋の問題でありますけれども、これはこの間に現状では道路が走っているかと思うんですが、これは河川敷でありまして、したがって中州と位置付けられるわけでありまして。よって、この橋を架け替えいたしますと、その端から端までの長大橋になると、これは実際問題の話であります。

確かに今の時代にそうした幅員というのは、非常に私どもも狭いと認識しておりますし、これは安全には安全を重ねて当面通行していかなければならないわけですけれども、やっぱり将来に向かってはこうした場所をですね、そのままにしていくということにはならないと考えております。

したがって、そうした財政対策いわゆる補助金の見通しなりですね、そういうようなものが付けばですね、これはいずれ手をかけていかなければ、改善をしなければならぬ橋と思っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、町道に関わって交差点付近での危険箇所というご指摘もありました。今回の道道と上佐幌東2線道路での、たいへん重大事故というのは私どもも心が痛む事故でありました。交通事故全体がですね、町内から少しでもなくすためのいろいろな交通安全の運動にも取り組んでいるわけでありまして、残念ながらそうした事故が結果として起こってしまったわけでありまして。

そうした事態を受けまして、私どもも町内全般的に、交差点付近の安全確保というふうな面でも点検パトロールもさせておりますし、また必要な手立ても講じながらですね、事故を1件でも少なくするように努力をいたしているところでありまして、そうした努力は今後とも続けていかなければならないと、私どもも道路の管理者としての責任でもあるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

湯浅亮議長 高久教育委員長。

高久教雄教育委員長 石本さんにいろいろと要望がございましたけれども、私ども教育委員会といたしましては、あくまでも教育の指導要領に沿ってですね、教育をしていかなければならない義務がございます。

教科書にいたしましても、国が選定した教科書に沿って、忠実に教えていかなければならない義務がございます。その線でこれからも教育を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

湯浅亮議長 16番、高橋議員。

[高橋欽造議員 登壇]

高橋欽造議員

1. 観光事業推進について

まず質問をする前におわびをいたしたいと思っております。と申しますのは、今日のいちばん先に質問をされた金澤学議員と、重複する部分が多いへん多うございまして、私が通告をしたときに、関係職員から重複してますよということを言われました。

それを承知で私はこの一般質問をさせていただくことを、心からおわびをすると同時に、ご理解をいただきたいと思うわけでありまして。と申しますのは、私は商工会の推薦を受けながら、この議会に席を置かしていただいている1人でありまして。どうしてもこの問題について避けることのできない、そういう観点から一般質問をさせていただくわけでありまして。

早速、質問に入らせていただきますが、その第1点は観光事業推進についてであります。本年早々より、たいへんショッキングな話が出ました。それはサホロリゾート関係の親会社、株式会社西洋環境開発が特別清算という、いわゆる会社がなくなるということでありました。

多額の負債にあ然といたしました。我が町のなんと半世紀にあたる予算に匹敵する額でありました。と同時に、今我々町民が大きな期待を持って見守っているサホロリゾート関係の事業の行方はいったいどうなるんだろうか。我が町から、サホロリゾートを失ってはいけない、あの地の灯を消してはたいへんなことになる。特に商店街をはじめ、多くの町民のかたがたの不安は計り知れないものがあります。

鉄道の問題もそうであります。新得町の将来の基幹産業として大いに夢を膨らませているときであり、このショックは筆舌で表すことのできぬほど大きな問題であります。

そこでたいへん恐縮でございますが、3点についてお伺いをさせていただきます。

一つは、観光事業は新得町にとって大事な基幹産業であり、将来この事業に町長はどう取り組んでいかれるのか。

2番目は、サホロリゾートの存続運動はどのように進めているのか、そして町民はじめ商店の皆さんがたの不安を、どんなかたちで解消されようとしているのか、お伺いをさせていただきます。

2. 新得診療所の再開の見通しについて

次に新得診療所の問題であります。この件については、昨年確か6月の一般質問のときにさせていただいているわけですが、そのときの町長のご答弁は、来年4

月から始まる介護保険制度に併せて、入院施設・介護施設として有効利用していきたい旨のお答えをいただいたと思っております。

7月いっぱい杉目医師の関係で、あの施設が利用されていたことは十分承知をしております。しかし、もうそろそろ10月に入ろうとしている今日、もう2か月ほど空きになっているわけであります。

この施設いつごろから、約束の有効利用がなされるのでしょうか。関係課長からもお話しを聞いておりますが、医師の確保にもたいへんご苦労されていることを聞いております。

しかし、町民の皆様がたは期待と、いったいいつからこれが再開されるのかという声も聞かれるわけでごさいます、その点についてもお伺いをさせていただきます。

最後に診療所の有効利用として、今後の見通しについてお伺いをさせていただきます。以上大きく2点について、お伺いをさせていただきます。

[高橋欽造議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

1点目の観光産業への今後の取り組みの問題であります。近年、国民生活は経済的に豊かになるとともに、国民の生活意識も大きく変化をいたしました。心の豊かさ、ゆとりのある生活への関心が高く、レジャーあるいは余暇活動が重視されてまいっております。そうした面では観光産業はますます重要な産業になっていくと考えているところであります。

今日、自然環境に対する関心も高まりまして、自然や地域の人々との触れ合いを求める参加・体験型観光へと、観光のニーズも多様化するとともに、観光の形態も団体の旅行から家族旅行や、あるいは少人数のグループ旅行への変化も見られるところであります。

本町におきましても、アウトドア体験あるいは農業体験、自然観察、ファームインなど、今日までの大型リゾートで楽しませてもらうという受け身の観光から、地域でのホスピタリティ提供を受け、自ら楽しむ観光に変化してきていることが感ぜられるところであります。

このため、本町の四季の変化に富んだ豊かな自然環境を生かした、参加・体験型観光のニーズに対応した地域づくりをしていく必要があるものと考えております。

また、観光を振興していくに当たりましては、一つの町単位では限界もございますので、本町におきましてはサホロリゾートを核に、近隣町と連携し相互に補完しあいながら、観光資源や観光施設の点と点を結ぶネットワーク化を図り、観光客の期待にこたえる、魅力的な広域型の観光地づくりを進めていく必要があると考えているところであります。

次にサホロリゾートの存続問題であります。特別清算に入る以前より、株式会社西洋環境開発からサホロの灯は消さないとの意向が示されておりました。町としましても意見の一致するところでありますし、町民もそう願っているところであります。

存続に当たりましては、いくつかの選択肢があるわけでごさいます。町といたしましては、さきほどの金澤議員の質問にもお答えいたしました。民間における経済ベースでの話し合いのうえ、関係者の経営が互いに成り立つ方法を確認されまして、第三者

に経営がスムーズに移行され、運営が継続されることを基本にいたしまして、現在その努力をいたしているところであります。

本来的には、株式会社西洋環境開発が主体となって進めていくべき事柄でございますが、サホロリゾートの灯を消すことは本町の、強いては十勝観光産業の核として、観光が他産業へ与える打撃、雇用の場として、また地域に与える影響の大きさを考慮いたしまして、現在このプロジェクトの引き受け手につきまして、有力企業に鋭意要請をいたしているところであります。

要請を受けた会社側にありましても、また、どなたが引き受け手になるにいたしましても、投資に当たってはかなりの資金を必要とするわけでありますし、この投資が自社の将来の命運を左右する大きな問題でもございますので、観光の将来はどう展開していくのか、あるいはまた収支や収益がどうなるかなどの予測判断するには、まだ相当の時間を要するものと考えておりまして、一朝一夕には結論を出せるものではないと思っており、今しばらく推移を見守っていただきたいと考えております。

次に町民各位がサホロプロジェクトの今後について、大きな関心事でありますし、ご心配をいただいている事項でもございますので、十分なお知らせをしていかなければならないことは承知いたしております。議会開催ごとの行政報告、あるいは各種会合におきましても、その経過について報告いたしているところであります。今後におきましても、今まで同様、広報や各種会合の場を捕らえて報告してまいりたいと考えております。

しかし、いずれにいたしましても、民間での経済ベースでの話し合いでありまして、またその途中経過でもありますので、現段階で明らかにできることとできないこともありまして、今後の推移によって町民の皆様への説明や報告をしていかなければならないと、考えているところであります。

次に旧新得診療所の再開に関してのご質問にお答えをいたします。

若干の経過についてお話し申し上げますと、ご承知のとおり杉目医師との本年3月末の契約切れを控えまして、4月以降の契約につきまして、2階部分の入院再開を前提とした話し合いを昨年7月以降に進めてきたところであります。

最終的には入院に対しての理解が得られず、9月29日にその話し合いが終わりまして、4月以降の入院を前提とした契約は、この時点でなくなったところであります。

なお、この交渉の中で町民の皆様がたが望んでおられます入院施設と、介護保険制度に対するサービス提供への不安を少しでも解消していくためにも、介護保険の療養型を進めることが、その時点での入院ベットを確保するための、最善の方法と判断をいたしまして推し進めてきたところであります。

また、これとは別に杉目医師から別に独立をして町内で開院をしていくので、それまでの間、新得診療所の施設を継続使用させてほしい旨の要望もありまして、3月議会におきまして本年8月末までの無償貸し付けを議決いただいたところであります。

次に、町民に対するお知らせとのことですが、そうした話し合いにおいて、具体的にですね詰まっていけない段階で、広報等によって経過のみをお知らせしていくのはいかがかという判断もございまして、各種会合等で私どもの立場からも、口頭によって経過や今後の考え方をお話しさせていただいているところであります。

今後の見通しの問題であります。杉目医師との交渉が終わったのちに、町内の医療機関から診療所の利用について打診を受けておりましたが、現在は町外の医療機関に絞りまして、入院を前提とした診療所の再開ができるよう話しを進めているところでありま

す。

今後も話しを継続していくわけでありますが、開院の見通しを含めてですね年内には詳細について、一定程度のお話しができるものと考えております。

前段のリゾート問題、あるいは今回の診療所問題、双方ともに町民生活に直接かかわる問題でありまして、町民の関心が高いことも十分承知をいたしております。また、当面いたします本町の最大の課題でもあります。

しかし、双方とも相手のあることでもありまして、また、その途中経過の段階でもありますので、現段階では詳細なお話しができない部分のあることを、ご理解いただきたいと考えております。いずれにいたしましても、最善の努力をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

[齊藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 16番、高橋議員。

高橋欽造議員 ほんとうに金澤議員と重複する部分がありまして恐縮でございます。

私はこのサホロリゾートの問題、今いろいろ相手もあることでございますから、あんまり詳細にものを言い表すことができないという町長のお話しでございます。

私この問題はですね、そう駆け引きをしてやれるような問題とは違うのではないかなと。そろそろですね、やっぱり町長の主体性って言いましょか、そういういわゆるリーダーシップを発揮していただいて、方針を出されるほうがですね、この問題解決になるのではないのかなという、私個人的な意見でございますけれども、そういう思いを持っているわけでございます。

業者間であればですね、いろいろと駆け引きすることによって、差違が出てくるんでしょうけれども、私は行政というものは、そう駆け引きできるようなものではない。もう、このくらい町は出せるよといったら、もうそれ以上はですねなかなか難しい、出せないっていうのが私は行政でないのかなというように感じているんです。

ですから、ある程度町長のお考えを相手方にですね知らせて、1日も早くこの見通しがですね、見渡せるようにしていただきたいものだなと。

これがまた、多くの諸団体からもですね、いろいろな話しを聞くんですけれどもね、議会にもそういう申し込みをしたんだそうです。そうしますとというと、やっぱり町長の方針がはっきりしないうちは、どうも話しができないような話しをされたやに聞いているわけでございますけれども、私の考えはちょっと違いますけれどもね、私の考えは別なんですけれど。

そういうお話しを聞くとですね、やはり町長のリーダーシップというのは、これはたいへん大事なんだなと、そう思っているんです。ですから、早く方針を出されるほうがよろしいのではないかという意見を、申し上げさせていただいているわけでございます。

いろいろと、そういうようにお話しをいたしますとというと、あとは私はその問題については、余り触れなくてもいいのではないかなと思うわけでございますけれども、一つだけ申し上げさせていただくとですね、今のこのバブルがはじけて現在の観光産業、観光事業というものの厳しさというものがですね、ほんとうによく分かるんですね。

さきほど金澤議員の答弁では、今年は非常にサホロリゾートよくお客さんが来ているというお話しを承りましたけれども、なかなかたいへんなようでございます。そういった中でですね、民間があつ施設を買って、そして運営をしていただく。こんな理想はないんでございますけれども、非常に厳しい状況ではないのかなと。そろそろご判断は必

要でないのかなというように思っているわけでございます。

次に診療所の問題でございますけれども、いろいろとこれもまた、なかなか苦労されているわけでございます。私はあえて10月に入ろうとしているけれども、もう空きになって2か月になっているよというような質問をさせていただいたわけでございますけれども、やっぱり町民の中にはですね、きちっと覚えておりましたですね「いやいや4月から介護保険制度始まるって言ったのに、どうなってるの」「杉目先生が家を建てて少し延びたようだね」というお話しでございましたけれども、空いたらすぐ開業するよってというようなことには、ならないんだよということは言っておりますけれども、しかし、町民の皆さんがたはですね、そういうような期待をいたしているわけでございますね、その辺の会合でいろいろとその説明をされているやに聞いておりますけれども、会合で説明されるのであれば、なにも広報でこういうような状況になっているよというようなことをですね、出されてもいいのかなってこう思っているわけなんですがいかがでございましょうか。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 お答えをいたしたいと思います。

ただいまの高橋議員のご質問では、駆け引きする問題ではないのではないかと、このようにお話しだったかと思っております。私も、決して駆け引きしているつもりはないわけでありまして、これはあくまでもですね、そうした何社かの有力な企業に対して、いろいろな要請をしながら情報の提供をしながらご検討をいただいと、こういう段階でありまして、これはまだ町がどういう立場でもないわけでありまして、と申しますのは、これはまだ西洋関連の会社の財産でありますし、私どもがそれを今の段階でストレートにどうこうするという事ではないわけでありまして。

これもいわゆる相手のある話でありまして、そうした、今日置かれている時代認識からいたしますと、私どもが今、動いているかたちは非常に厳しいものと、このことは私自身も十分認識をいたしております。

しかし、それはやはりリゾートあるいは観光という、できればノウハウを持った会社がそこに組み込まれてですね、そしてサホロリゾート全体の集客のパイを大きくしていくことによって、その収益配分と言いましょうか、そういう見通しが立つのではないかと。ここに主眼をおきながら、私ども今努力をしているわけでありまして。

早い段階では、西洋環境側から町が一切の財産を取得してもらえないかという打診があったことも事実であります。しかし私は、町が先にこれは出る話ではないのではないかと。やはり、そうした将来展望を含めて、そうしたノウハウを持っている第3の事業主体と言いましょうか、それを発掘するのに最善の努力を傾注しているというのが、現段階の取り組みであります。

なお、そのためにこれから先もですね、残された期間いろいろな面での、最善の努力を重ねていきたいと思っております。

町の支援で金額を先にといいふうな意味の話もあったかと思っておりますが、私はそれは違うのではないかと。どういう条件が出てきたときに、町としての支援をどうしていくべきかをですね、それはその段階で考えるべきでありまして、最初から町でこの金額でとかという性質のものでは、まだ今の段階ではないと考えております。

次に診療所の問題であります。高橋議員も医療情勢全般についてはご理解をいただいているかと思っておりますが、これはやっぱり地域医療にですね、情熱をもっていいお医者さ

んをぜひとも招請したいと、そういう認識で私ども今日まで努力をしてきているわけ
あります。

したがって、空いたからすぐと、これは町民の期待があることも理解はできるわけ
ありますが、それはやっぱり、一定の条件整備がなされませんとこれはいけない話で
あります。

それで、現在考えておりますのは、大学からの派遣医の先生を予定をいたしておりま
す。したがって、その先生の契約期間は3月末までということですので、今その
時期に照準を合わせながらですね、いろいろなシミュレーションをやりながら、なんと
か新年度の早いうちに開設をしていただく、その話し合いをしているところであり
ます。

病院を再開いたしますこととなりますとですね、いろいろな条件整備というふうなも
のも出てくるわけでありまして、あるいは医療スタッフの確保の問題、あるいはそのこ
とに伴う住宅対策だとか、いろいろな大きな問題を抱えております。

したがって、私どもといたしましては再開するに当たって、もろもろ付随いたします
条件整備も併せて検討しながらですね、なんとか町民の期待にこたえる、しかも入院を
前提とした旧新得診療所の再開に、これからも努力をしていきたいというふうに思っ
ております。以上です。

湯浅亮議長 16番、高橋議員。

高橋欽造議員 駆け引きという言葉を使ってですね、たいへんご迷惑をかけたかもし
れません。

町に対しての西洋環境の要請というものがあつたはずなんですね、町がとりあえず向
こうではどうしようもない、町でひとつなんとか主体性を持って、なんとかやってもら
えないかというお話に、私は今日まで理解をしていたわけでございます。

そこで、町長の行政報告も何回か見せていただいておりますけれども、これだけの大
きな問題、相手方から何回か町を訪問している報告を受けているわけでございま
す。

そして、いろいろと方策を考えておられるんでしょうけれども、なかなかいい案が出
てこない、そんなような話も行政報告の中でされているわけでございますけれども、
それでは町からですね、町から相手方のほうに積極的に行ってですね、いろいろと相談を
していることは、なにか行政報告の中にはないように思っているんです。

私はやはりこういうことはですね、やっぱりなんとなく待ち状況でないのかなと、もっ
と積極性を持っておやりになったほうがですね、相手も理解度を示してくれるのでは
ないのかなと、そのようにも思うわけでありまして。

ですからそういった面で、町民の皆さんがたが早く結論を、結論でなく方向性だけ
でも早く知りたいなという気持ちをですね、やはり相手方にも、また町長自体も十分ご承
知だとは思いますが、なにかしら今ひとつその辺が欠けているやに聞くわけでござ
いますね。

ですからそういう点でひとつ、今後のご努力、そしてほんとうに、さきほどのお話し
でありませぬけれども、ある程度の出費はしかたがないとは思っているんだという、積
極的なお話しもありましたけれども、なにせあの灯を消してはいけない、そういう町民
の思いというものを、いまいちどですねご認識をいただいて、この重要な課題に取り組
んでいただきたいもんだと思っているわけでありまして。

診療所の問題でございますけれども、ほんとうにお医者さんを探すということは、たい
へんなことだということは十分認識してございます。

行ってもいいよと言ってもですね、2、3年したら子どもの関係だとかどうのこうので、どうしても町を去らなければいけないという結果を生むことが、多々あるわけでございます。

そういったことで、いろいろと大学とのコンタクトをとりながら、今奔走されているようにご報告を受けたわけでございますけれども、今町長のお話を聞いておりますというと、だいたい本年度は無理かなと、来年の4月が、ということなのかなというように、私は今理解をさせていただいたわけですが、その辺についてまた、ひとつご答弁をお願いいたします。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 お答えをいたしたいと思います。

サホロリゾートの問題につきましては、町民のかたがたが、たいへん心配をしてこの灯を消してはならないと、それは私自身の気持ちでもあるわけでありまして、そうした立場で今日まで努力をしているところであります。

進め方の手法につきましては、さきほどお話し申し上げたとおりでありまして、第一義的にはですね、やはりそうしたノウハウを持っているところに、ぜひこのプロジェクトにですね組みをしていただきまして、そしてそれが成立するためにですね、町としてどういう条件整備ができるかというふうに、ここは考えていくべきが正しいのではないかと。

しかし、最終的にそれではそれが成立しなかった場合にどうするかという問題、さきほどの質問にもありましたけれども、それはやっぱりその段階の、私は判断になるのではないかと考えております。

当初、西洋側から伝えられておりました時期の問題について、現段階としては今シーズンは見通しがついているという話でありますので、そうした制約された時間の中で、一定の結論を出していかなければならないと考えているところであります。

また、西洋環境はSCM、あるいはまた加森観光さんがそれぞれ運営事業者として入っておりますので、その毎月ですね、あるいは清算に入っておりますので、そうした清算人のかたがたも含めてですね、本町に何度もおいでをいただいております。

この間、私どもといたしましては、やはり経営がある程度分析できる資料というのは、これは数十項目にわたるわけですが、その資料の提出を求めておりました。西洋側としては諸般の会社としての事情もあったようでありまして、この提出が非常に遅れていたわけでありまして、このほど膨大な資料になるわけですが、そうしたものの提出もありましたので、したがって中身の分析その他も含めてですね、これからは私ども要請をしていますそれぞれの会社が、具体的に検討をできる状態にやっと入ったところとっております。

これもどういう結論が出るかっていうのは全く未知数でありまして、そうした中での交渉でありますので、なんとかそうした新たな事業者が、ぜひ、引き受けしていただけるようなですね話し合いも、これからそれぞれ継続をしていかなければならないと考えているところであります。

診療所の問題につきましては、さきほどもお話し申し上げたとおりでありまして、町民の期待の大きさも私どもも理解をいたしておりますし、この時期の問題につきましては、やはり新たな病院を開設するとなりますと、一定の手続きの問題あるいは医療スタッフの問題、その他もろもろのやはり条件整備を進めながら、適当な時期に開設にこぎ

つけるということでありますので、したがって、私どもといたしては来年の春というふうに、いちおう現段階ではおさえているところであります。

湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。1時からとさせていただきます。

(宣告 12時17分)

湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。石本洋議員の早退届け出がございませう。

(宣告 13時01分)

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 さきほどの高橋議員の病院の再開について、ちょっと補足答弁をさせていただきますと思います。

今度来られる先生のことについて触れたわけではありますが、その際に大学からの派遣医と申し上げたわけではありますが、これは現在大学からの派遣医と、したがって、大学側と病院側の両方に席を有しております、この来年の3月末で退任をされて、新たに本町で独立開業をするということでありますので、補足をさせていただきました。

湯浅亮議長 12番、古川議員。

[古川盛議員 登壇]

古川盛議員

1. 老人の健康保持対策と非営利介護支援事業育成

今日は高齢者の健康保持と、非営利介護支援事業育成について質問をいたします。

今年度より介護保険が実施され、高齢者介護医療サービスが受けられるようになって、個人の健康に合った介護サービスと医療が完全に受けられるようになりました。

その反面、老人介護サービスを受けられないかたに対して、非常利介護サービス事業が必要と思われませう。また、健康を保持されるかたがたや、生きがいを求めている高齢者の皆様、仕事を作り健康増進に励んでおられます。そこで2点についてお伺いを申し上げます。

第1点は、高齢者ミニ農園でございませう。土をいじることと体を動かすことは健康増進になるので、高齢者のかたがたが共同作業等を通し、会員の相互の親睦を深め、生きがいと健康増進に相乗効果が上げられると思われませう。高齢者のかたがたにミニ農園を提供し、作物の栽培をしてもらい、収穫をして、作物をいろいろなことに使用されられると思われませうがいかがお考えでございませうか。

第2点目には、非営利支援事業と育成であります。今年の4月より始まった新しい制度の中で、介護保険医療受給者以外の高齢者のかたがたに対して、介護サービスの非営利介護サービス事業を、町民の中より福祉事業に理解あるかたがたを、非営利事業ミニ事業者として育成することが必要と思われませう。

また、小規模ながら介護サービスミニ事業を開設しようとするかたがたへの支援について、町長はいかがお考えでございませうか。お尋ねを申し上げます。

[古川盛議員 降壇]

湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

最初に介護保険の8月末現在の状況をお知らせしたいと思います。

要介護認定者は210名、うち在宅でサービスを受けておられるかたが138名、施設に入所されているかたが49名、一般入院及び養護老人ホーム9名、サービス未使用14名となっております。

サービスを受けることによって、介護保険特別会計から支払われる給付費につきましては、7月分までで約7,830万円となっております。今後、多少の増減はあると考えますが、しばらくの間は1か月2,100万円程度で推移していくものと予測をいたしております。

本題に戻りますが、過去の一般質問での回答と記憶しておりますが、都市生活者が定年を迎え、それを契機に農に帰る、いわゆる「帰農」のお話を申し上げたわけですが、そのことを考えましても、今回の提案あります農園につきましては、生きがい対策としては有益なことと考えております。

しかし、本町におきましては多くのかたがたが、家庭菜園で自ら実践されております。また共同となりますと、地域に住むボランティアのかたがたの協力がなくては進まないと考えているところであります。住民の皆さんがたが自らの活動の中で農園が必要になれば、私ども行政の立場としても、ぜひ協力をしていきたいと考えております。

2点目でありますが、本年第1回定例町議会における廣山議員の一般質問にお答えしましたことにも共通する部分があるかと考えますが、介護保険だけでは介護を必要とするかたを支えることはできません。また、行政あるいは家族だけでも限界があるわけがあります。

自立と認定されたかたの生きがい対策の一翼を担っていただけることを考え、非営利事業者として町内の福祉事業に理解のあるかたがたに対して、町としても応分の負担の中で、積極的に支援をしていきたいと考えております。

また、介護サービス事業者に対する支援につきましては、これは基本的には有り得ないことと考えます。しかし、町内のサービスがどうしても不足する場合において、政策的に事業者を育成することが必要なときには、可能性があるかと考えます。

なお、社会福祉協議会でありますが、地域福祉サービスの担い手として、また、ボランティア団体との連携など、新たな住民ニーズにこたえるためにも、重要な位置にあると考えております。

昨年10月より、専任事務局長を配置し体制の強化を図ってまいりました。かつ、財政的にも支援を強化してきております。

お話しありました非営利事業者の支援につきましては、社会福祉協議会の一つの仕事とも考えられますので、横の連携を取りながら、町民の福祉増進のために努力してまいりたいと考えております。

最後に、横道にそれるかもしれませんが、昨年オープンいたしました保健福祉センターですけれども、今年の春以降、町内のボランティアのかたがたが毎日、花をかかさず飾っていただいております。また、建物の中庭及び西側にありました荒れた空き地に花が植えられ、見違えるようになったわけでありまして。

このような活動が町の潤いになり、心の豊かさになるものと考えております。改めて

住民自らの活動に期待をいたしたいと思います。

[齊藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 12番、古川議員。

古川盛議員 今、町長さんから回答が出ましたけれども、非営利事業のかたがたってことになりますけれども、少人数でそしていろいろとボランティアも含められる事業にもなるなどの仕事というふうになりますけれども、やっぱり長く続けていく、又はいろいろときめ細かいことをしようとするならば、やっぱりひとつの事業形態をとらなければならぬかというふうに思います。

それで、なんらかのかたちと言いますか、町で出してます夢基金のような社会福祉基金のようなものがあって、そしてそういう人たちをやる意志を起こさせるような策があっていいというふうに思われますけれども、そのようなことはいかがなものでしょうか。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 ただいまご質問のありました、非営利事業のボランティア団体というお話であります、私も今一歩ちょっと見えないところがあるわけでありまして、以前、たしか廣山議員がそうした事業を興して、住民の立場で協力をしていきたいと。そうした際には、支援策があるのかというご質問があったわけでありまして、それらに類する非営利事業のボランティア団体を指すとすればですね、これは前回の質問にご答弁いたしましたように、その内容によりまして、必要な支援策は講じていきたいと申し上げておりますので、類するようなかたちでの団体であるとすれば、それも適用されるものと考えております。

湯浅亮議長 12番、古川議員。

古川盛議員 今お話しありましたようなことで、つけれるってことですが、そういうふうな団体をですね、よりいっそう増やして、そして福祉のほうのボランティア、並びにそういうふうな関係者を大いに活用して、福祉事業に務めていくことがたいせつだというふうに思います。

どうぞ、町長さんの今の意向に基づきましてひとつがんばって、ひとつよろしく願いしたいと思います。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 さきほどもお話し申し上げましたように、やはり在宅福祉というのは、行政だけで担えるものではないわけでありまして、そうした面では広く住民の皆様がたの、いろいろな面での支援というものが必要になってくるかと考えております。

具体的にそうした団体の活動の内容、その他というものをよく見たうえで、これは判断すべきことだと考えておりますが、前段でご答弁申し上げましたように、その必要に応じて支援はしていかなければならないと、このように考えております。

湯浅亮議長 2番、藤井議員。

[藤井友幸議員 登壇]

藤井友幸議員

1. 新得町の特産品の振興と地場産品の推進について

私は次の事項についてご質問します。新得町の特産品の振興と地場産品の推進についてであります。

今本町の農林業、また商工業を取り巻く経営環境は、たいへん厳しいものがあると理解しております。農業について言えば、地域経済を支える基幹産業としてこれを発展させるのは言うまでもありません。

しかしながら国際間の問題、農産物の価格の低迷、担い手の高齢化、過疎化など多くの問題に直面、多くの不安がある現況であると思います。

このような中において、本町には農産物の付加価値を高めた2次加工品が多くあります。代表的には、乾そば、野沢菜漬け、そば焼酎等であります。産物ではゆり根、地黄、しいたけ等、食に関するものが多いと思います。

また、わかふじ寮の木工製品など他町村でも行っているものが多く、今後、本町独自の地場産品の開発推進についてどのように取り組むのか、町長のお考えをお伺いいたします。

また、昭和59年にうるしの植栽をし、特産品として振興を図っているところでありますが、その後、どのようなになっているかお伺いをします。以上よろしくお願いたします。

[藤井友幸議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

本町独自の特産品の振興と地場産品の推進とのことでありますが、町内の個人のかたがたや、各種団体組織の例を見ましても、開発となりますとかかる費用と、また安定した生産流通の問題等、非常に難しいものがあるわけであります。

しかしながらここ最近、屈足地区、また上佐幌地区の町の農畜産物加工施設を利用したの、地域のかたがたの熱心な取り組みによりまして「手作り味噌」や「そばアイスクリーム」などが広く町民に消費され、また市場性を確立されつつあります。また、平成10年度に全国ハードチーズ部門で金賞を受賞いたしました共働学舎のラクレットチーズは、需要に対して生産が追いつかない状況であります。これらの取り組みに対して、町も側面的に支援をしていく考えであります。

また、町といたしましても、新得町農業試験センターにおきまして、事業の一環として新しい作物の試験栽培を行っております。一例を挙げますとエシャレット、通称西洋ラッキョウという西洋料理によく利用されているものであります。この作物が本町に根ざすものかどうか、引き続き試験栽培、市場調査を行ってまいりたいと考えております。

また、うるしの木のその後の現況であります。うるしの樹液採取を目的に昭和59年から、風害の少ない所あるいは肥沃な所を選定いたしまして、約8,500本の試験植栽をいたしました。そのうち、寒風あるいは寒冷被害等のため現在活着しているのは、昭和59年及び63年に植栽いたしました、わずか214本のみであります。これらの平均の樹高は約6メートル、また、胸高直径は9.8センチメートルであります。

一般的に産業として生うるし生産に使用されるうるしの木は、直径約30センチメートル程度と言われております。

ご承知のとおり、うるしの木の原産地は南方のインド、あるいは中国の雲南省と言われ、一般に湿度が高く、日当たりの良い場所を好む木であります。今までの生育推移を見ますと、うるしの木は本町の気候風土に適していないのではないかと推察するわけがあります。

高品質そして安定的な生産性を条件とされる特産品は、その土地の気候風土に極めて

適してこそ成り立つものと考えております。そういう観点からして、生うるし、あるいはその樹木を本町の特産品として今後、振興するのは非常に難しいのではないかと考えているところであります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 2番、藤井議員。

藤井友幸議員 今、町長の答弁で理解をするところでありますけれども、ただいま答弁の中にありましたエシャレット、西洋風の野菜ということでございましょうか。

こういう特産品をですね推進するには、ある程度行政側はですねサポートしないと、なかなかうまくいかない面があるのかなと思っております。これは永遠にサポートするのではなくて、一定の採算ペースに乗るまでは、ある程度のそういう支援をして軌道に乗せるというのがたいせつかと思えます。

今、町長の答弁のとおりチーズその他アイスクリームにいたしましても、それなりの軌道に乗った時点までは、ある程度行政側が指導なり援助をするということが、特産品の振興につながるかと思えますので、その辺について今後どのように進めるかをお伺いいたしたいと思えます。

また、15年8,500本植えて二百何本ですから、非常になんていうか成績はよくないと思えます。これは今、答弁のとおり地域性に合っていない、気候風土に合わないということが条件で、そのようになったのかと思えますけれども、いずれにしてもこれは研究でございますので、これは失敗があっても研究でございますと私は思っております。ですから、なにを進めるにしてもですね、そんなに気をゆがめないでですね、ある程度やらなければ成果は上がらないものと思っております。

ただ、今は残っているですね二百何本について、今後どのようにするのかお伺いをいたしたいと思えます。よろしくお願いします。

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 今、町の特産品を育てるためには、行政がある程度サポートをしていかなとなかなか育たないのではないかと、こういうご質問でありました。私もそのように考えております。

今日までも本町におきましては、そばの生産あるいはニンジンの生産、そして行者ニンニク、また野沢菜とそれぞれの産品につきまして、財政支援をしながらですね、ある程度面積を確保して、市場を確保していくと言うんでしょうか、そういうふうな取り組みをいたしてきたわけでありまして、そのいずれもがおかげさまで市場の評価も高くですね、それなりの特産品として定着しているかと考えております。

また、ただいまお話しもありましたこのエシャレットにつきましては、まだ、栽培の歴史がちょっと浅うございまして、これが農家のほうにどうかたちで普及して、栽培面積を拡大していけるか、労力の面その他も含めて課題もあると思えます。

しかし、非常に食べておいしいものでありますし、きっとこれがある程度、生産地として栽培面積というのが広がっていけばですね、市場の評価を得られる可能性のある作物かと考えております。そうした面では、これからも引き続きそうした試験栽培その他について、私どもも努力をしていきたいと思っております。

続きましてうるしの問題であります。国内で使用されるうるしというのは、その98パーセント以上が輸入物であります。そして価格もですね、国産のは約5倍と、裏を介しますと5分の1で入ってくるという、そういう価格の面が一つにはございます。

また日本国内で見ても、産地の北限というのが岩手、茨城この辺がですねひとつの産地しての北限地帯になっておりまして、よってそれ以北についてはないわけでありまして。それだけ私は非常に難しいものだと思っております。

また、うるしの生産量っていうんでしょうか、これもですね直径30センチほどのうるしの木から年間に取りうるしの量というのは、約220グラムと言われております。したがって、この費用対効果というのを考えても非常に厳しさがあるのかなと、こんなふうに思っております。

しかし、せっかく今植えた木がですね、二百数十本でありますけれども、現に自生いたしておりますので、今しばらくこの生育状況というのを見守っていきたいというふうに考えております。

湯浅亮議長 2番、藤井議員。

藤井友幸議員 ひとつですねこの特産品の振興についてですね、行政がそれを進めるということは大事なことでございますけれども、農協との関わりですね、どのように関わっていくのかですね、その辺、基本的な考えをお伺いいたしたいと思っております。

それからうるしの関係ですけれども、答弁のとおり気候風土に合わないということであればですね、無理して進めても採算ベースに乗るものでもないし、なかなか経費もかかることであれば、これはやむをえないものかと思っております。

しかし、せっかく植えた200本が残っているということでございますから、これを大事にですね夢を育てるような気持ちで進めることが大事かと思っております。よろしく願いいたします。

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 特産品の生産に関連して、農協との関連はどうかということでありまして。

ご承知のとおり農協は流通を担う立場でありますし、あるいはまた、生産技術と言いましょか、栽培技術と申しましょか、そういう面も農協の役割だと考えております。

したがって特産品、特に農産物等の農協との関連につきましては、町はその必要に応じて、この市場性を確立するための一定の量なり面積の確保のためにですね、財政支援をしていくと。そして生産物に、その生産の過程におきましては、農協が栽培の技術をしていく。そしてまた、有利な販売をするためのですね市場の確保という面で、それぞれ役割分担をしながら協力をしていただいておりますので、これからもそうした関係を確保していきたいというふうに思っております。

湯浅亮議長 たいへん熱心なご質疑ご答弁に敬意を表して、一般質問を終結いたします。

日程第2 陳情第1号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第2、陳情第1号、保健所支所見直し（道案）に関する陳情書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長報告どおりとすることに決しました。

日程第3 意見案第8号 緊急野菜対策及び政策の確立に関する要望意見書

湯浅亮議長 日程第3、意見案第8号、緊急野菜対策及び政策の確立に関する要望意見書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第4 意見案第9号 新たな酪農・畜産基本政策の確立及び平成13年度畜産物価格等に関する要望意見書

湯浅亮議長 日程第4、意見案第9号、新たな酪農・畜産基本政策の確立及び平成13年度畜産物価格等に関する要望意見書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

湯浅亮議長 ここで暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。

(宣告 13時31分)

湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時32分)

議事日程の追加

湯浅亮議長 議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、別紙お手もとに配布したとおり、古川盛議員から意見案第10号、保健所支所見直し(道案)に関する要望意見書の議題が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました、意見案第10号、保健所支所見直し(道案)に関する要望意見書を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程 日程第5 意見案第10号 保健所支所見直し(道案)に関する 要望意見書

湯浅亮議長 日程第5、意見案第10号、保健所支所見直し(道案)に関する要望意見書についてを議題といたします。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。

今、定例会の会期中に審査を願います。

散会の宣告

湯浅亮議長 以上をもって本日の日程を終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(宣告 13時34分)

第 3 日

平成12年第3回新得町議会定例会（第3号）

平成12年9月27日（水曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第66号	教育委員会委員の任命同意について
2	議案第67号	新得町過疎地域自立促進計画について
3	認定第1号	平成11年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
4	認定第2号	平成11年度新得町水道事業会計決算認定について
5	意見案第5号	審査結果について
6	意見案第6号	審査結果について
7	意見案第7号	審査結果について
8	意見案第8号	審査結果について
9	意見案第9号	審査結果について
10	意見案第10号	審査結果について
11	陳情第2号	審査結果について

会議に付した事件

- 諸般の報告（第3号）
- 議案第66号 教育委員会委員の任命同意について
- 議案第67号 新得町過疎地域自立促進計画について
- 認定第1号 平成11年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成11年度新得町水道事業会計決算認定について
- 意見案第5号 審査結果について
- 意見案第6号 審査結果について
- 意見案第7号 審査結果について

意見案第 8 号 審査結果について
 意見案第 9 号 審査結果について
 意見案第 10 号 審査結果について
 陳情 第 2 号 審査結果について

出席議員（17人）

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	藤 井 友 幸	議員
3 番	吉 川 幸 一	議員	4 番	千 葉 正 博	議員
5 番	宗 像 一	議員	6 番	松 本 諫 男	議員
7 番	菊 地 康 雄	議員	8 番	齋 藤 芳 幸	議員
9 番	廣 山 麗 子	議員	10 番	金 澤 学	議員
11 番	石 本 洋	議員	12 番	古 川 盛	議員
13 番	松 尾 為 男	議員	15 番	黒 澤 誠	議員
16 番	高 橋 欽 造	議員	17 番	武 田 武 孝	議員
18 番	湯 浅 亮	議員			

欠席議員（1人）

14 番 渡 邊 雅 文 議員

地方自治法第 121 条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長	高 久 教 雄
監 査 委 員	吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝
収 入 役	清 水 輝 男
総 務 課 長	畑 中 栄 和
企 画 調 整 課 長	長 尾 正 敏
税 務 課 長	秋 山 秀 敏
住 民 生 活 課 長	高 橋 昭 吾
保 健 福 祉 課 長	浜 田 正 利
建 設 課 長	村 中 隆 雄
農 林 課 長	齊 藤 正 明
水 道 課 長	常 松 敏 昭
商 工 観 光 課 長	西 浦 茂
児 童 保 育 課 長	富 田 秋 彦

老	人	ホ	一	ム	所	長	長	尾	直	昭
屈		足	支		所	長	田	中	透	嗣
庶		務		係		長	武	田	芳	秋
財		政		係		長	佐	藤	博	行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教			育			長	阿	部	靖	博
学	校	教	育	課		長	加	藤	健	治
社	会	教	育	課		長	高	橋	末	治

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事		務		局		長	小	森	俊	雄
---	--	---	--	---	--	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事		務		局		長	佐	々	木	裕	二
書						記	桑	野	恒		雄

開議の宣告

湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員は、14番、渡邊雅文議員1人であります。

ただいまから本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告 (第3号)

湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第66号 教育委員会委員の任命同意について

湯浅亮議長 日程第1、議案第66号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 議案第66号、教育委員会委員の任命同意について提案ご説明を申し上げます。

長年にわたり、本町の教育行政に特段のご尽力をいただきました高久教雄氏は、この9月30日付けをもって任期満了となり、ご勇退されることとなりました。高久氏には昭和43年の6月から32年3か月、本町の教育委員として、また昭和47年10月から28年間にわたり教育委員長として、更に平成5年から十勝教育委員会連絡協議会の副会長として、十勝の教育界をモリードされご活躍をいただきました。

この間の長年にわたるご労苦に対しまして、改めて深甚なる感謝と敬意を申し上げる所であり、ほんとうに長いこと、どうもありがとうございました。

その後任といたしまして、新得町本通南2丁目24番地、廣瀬顯嗣氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

廣瀬氏は、昭和26年生まれ、49歳であります。新得小学校PTA会長、また町連合PTA会長、並びに教育振興審議会副委員長、学校給食運営委員として、また新得町青少年連絡協議会副会長として幅広く教育の振興にご活躍されておられ、人格識見ともに優れ、教育委員として適任と思っておりますので、議会のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしというお声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

湯浅亮議長 ただいまの出席議員は17人ですが、議長を除くと16人です。

立会人を指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、2番、藤井友幸議員、3番、吉川幸一議員、4番、千葉正博議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、2番、藤井友幸議員、3番、吉川幸一議員、4番、千葉正博議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配付]

湯浅亮議長 投票用紙の配布もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案は教育委員会委員の任命同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否と見なすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

湯浅亮議長 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

藤井友幸議員、吉川幸一議員、千葉正博議員、開票の立ち会いを願います。

[開 票]

湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数	16 票、
そのうち有効投票	16 票、
無 効 投 票	0 票、
有効投票中 賛成	16 票、

反対 0 票、

以上のとおり賛成が全員であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

日程第2 議案第67号 新得町過疎地域自立促進計画について

湯浅亮議長 日程第2、議案第67号、新得町過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。長尾企画調整課長。

[長尾正企画調整課長 登壇]

長尾正企画調整課長 議案第67号、新得町過疎地域自立促進計画につきましてご説明申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法、第6条の規定に基づきまして、平成12年度から平成16年度までの5か年間の計画を定めるものでございます。計画書は1ページの基本的な事項に始まりまして、9項目にわたり記載しております。

また、現在策定中でございます総合計画との整合性を図っております。なお、本計画のうち過疎債の適債事業につきましては積極的に対応してまいります。

以上よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

[長尾正企画調整課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第3 認定第1号 平成11年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

湯浅亮議長 日程第3、認定第1号、平成11年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の審査報告書は別紙配布のとおりであります。

湯浅亮議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告のとおり、認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、平成11年度新得町各会計歳入歳出決算について、これを認定することに決しました。

日程第4 認定第2号 平成11年度新得町水道事業会計決算認定について
湯浅亮議長 日程第4、認定第2号、平成11年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の審査報告書は別紙配布のとおりであります。

湯浅亮議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、平成11年度新得町水道事業会計決算について、これを認定することに決しました。

日程第5 意見案第5号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第5、意見案第5号、道路特定財源等に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第6 意見案第6号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第6、意見案第6号、新たな畑作の基本政策確立と価格決定等に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第7 意見案第7号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第7、意見案第7号、「30人以下学級」実現等教育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担法を改変することに反対する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第8 意見案第8号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第8、意見案第8号、緊急野菜対策及び政策の確立に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第9 意見案第9号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第9、意見案第9号、新たな酪農・畜産基本政策の確立及び平成13年度畜産物価格等に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第10 意見案第10号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第10、意見案第10号、保健所支所見直し(道案)に関する要望
意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することに
いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第11 陳情第2号 審査結果について

湯浅亮議長 日程第11、陳情第2号、住民税非課税世帯の介護保険の負担軽減を
求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいた

します。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 質疑はないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手なし]

湯浅亮議長 挙手なしであります。

よって、本件は原案のとおり決することは否決されました。

閉会の宣告

湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。よって、平成12年定例第3回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時26分)
